調査資料

水田集落10年の変貌（Ⅱ）

Ⅳ　長野県南安曇郡穂高町北穂高地区
――農事組合法人穂高町農業生産組合――

（中江淳一編）

資料１：利谷信義「長野県南安曇郡穂高町」――関東農政局「農地賃貸借推進特別調査報告書」（昭和47年９月）所収ｐ69～105 ……（利谷47）

２：宇佐美繁「規模拡大と制度資金」――農政調査委員会「日本の農業・86」（昭和48年３月）第１部Ⅱ－３事例３――長野県安曇平（北穂高生産組合）ｐ78～97及び第２部コメント……（宇佐美47）

３：伊藤喜雄「現代借地制農業の形成」（昭和54年11月・御茶の水書房刊）第３章大型地域組織としての現代借地制農業――長野県穂高町のケース――ｐ 119～154 ……（伊藤49）

４：梶井　功「昭和51年度農業構造改善基礎調査報告書・長野県穂高町（北穂高地区）」（昭和52年２月、農林省構造改善局農政部農政課）ｐ１～51……（梶井51）

後に、梶井功「農地法的土地所有の崩壊」（昭和52年10月・農林統計協会刊）第５章集団的土地所有への萌芽――穂高町農業生産組合の実践――として所収ｐ129 ～157 ……＜梶井51＞

５：中安定子「農業の生産組織」（『今日の農業問題』１）（昭和53年10月・家の光協会刊）第４章６大規模受託組織（穂高町生産組合）ｐ 232～244 ……（中安53）

６：中島征夫「高単収稲作をささえる 165人の共同組織――長野県穂高町農業生産組合――」――全国農業協同組合中央会「地域営農集団――その活動と成果――」（昭和59年７月刊）Ⅵとして所収ｐ 127～146 ……（中島59）

７：後藤光蔵「昭和59年度構造改善基礎調査報告書・長野県南安曇郡穂高町北穂高地区」（昭和60年３月、関東農政局）ｐ１～45……（後藤59）

８：朝日新聞社「昭和61年度朝日農業賞――受賞集団の業績」・「長野県・農事組合法人・穂高町農業生産組合（受託耕作の高度経営で集落を維持し兼業地帯に進路）」（昭和62年２月）ｐ35～49……（朝日61）

注）引用略号（　）内の数字は調査実施年（昭和）又は発表年次。

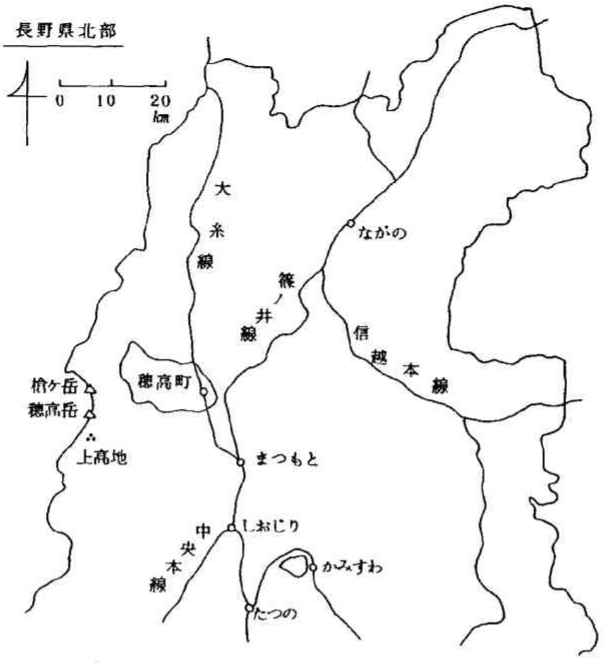

北穂高地区概念図

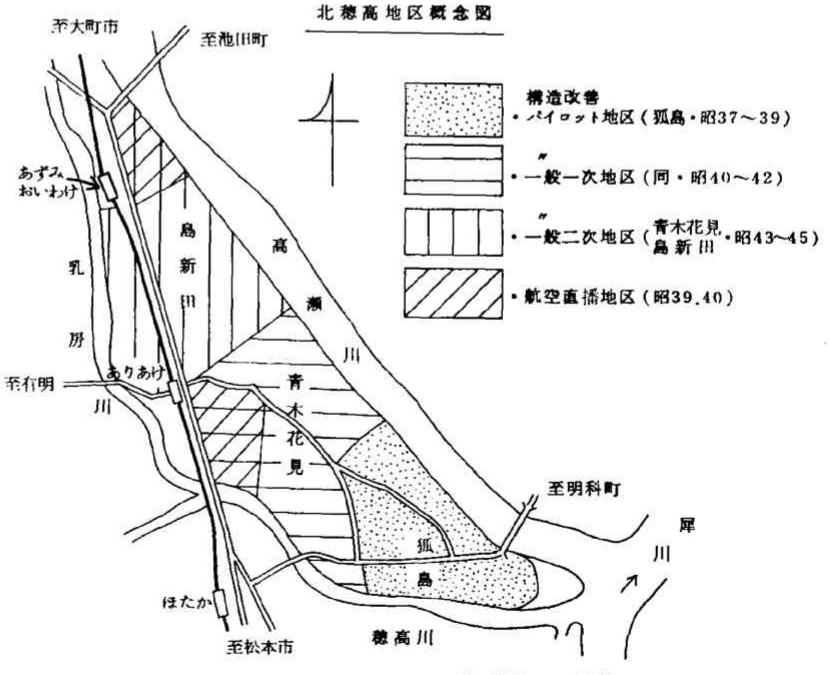

注）伊藤49，梶井51による。
なお，中島59 p130には，借地稲，転作，全作業受託等の団地別地図がある。

目　　次

Ⅰ．北穂高地区の概況

1　耕地面積と農家数　表1

2　土地基盤整備・農業構造改善事業

A　湿田解消問題

B　農業構造改善事業・圃場整備と大型機械導入

C　事業主体及び反対運動

D　小作地解消

3　兼業深化

A　企業誘致

B　農家世帯員の兼業従事　表2

4　農地移動

A　昭和42～46年間の農地法の許可実績

B　昭和50～58年間の農地法第3条の許可実績及び農用地利用増進事業

C　農地流動化の促進要因

5　小作地の存在形態

A　昭和47年宇佐美調査

B　昭和49年伊藤調査

C　昭和59年後藤調査

Ⅱ．生産組合の展開

1　経過の概要（昭和37年～）表3

役員の構成

事業内容・事業量の変化　表4

2　北穂高機械用組合：昭和38～40年

3　稲作共同耕作組合：昭和38～40年

4　あづみ農協・農協営請負耕作：昭和40～43年

5　農事組合法人・北穂高農業生産組合Ⅰ・経過：昭和43～50年

6　　同　Ⅱ・組織　表5

7　　同　Ⅲ・農協との関係

8　　同　Ⅳ・受託事業業務

9　　同　Ⅴ・主婦兼業促進

10　穂高町農業生産組合Ⅰ・組織　表6

11　　同　Ⅱ・構成：昭和60年　表7～9

12　　同　Ⅲ・設備投資　表10～11

13　　同　Ⅳ・生産及び流通　表12～14

14　　同　Ⅴ・生産組合の財務・収支：昭和38～60年　表15～17

Ⅲ．生産組合の農業経営

1　農業生産・作付内容と収量、水田転作：昭和58，59年　表18

2　作業班編成

3　稲作品種構成と作業計画・技術改良　表19

品種の組合せと作業計画　表20

技術改良

4　機械作業　表21

5　稲作技術水準・生産性　表22

6　土地改良（単収グラフ）

Ⅳ　オペレーターの存在形態

1　オペレーターの存在形態Ⅰ・経過概要：昭和37～59年

2　　同　Ⅱ・昭和47年　表23，24

3　　同　Ⅲ・昭和49年　表25

4　　同　Ⅳ・昭和51年：自己経営からの分離　表26

5　　同　Ⅴ・昭和59年　表27

後継者問題

Ⅴ　受託料金

1　受委託の区分

2　作業受託料金　表28

3　作業料金と地代との関係　表29～31

Ⅵ　地代水準

1　地代水準Ⅰ・経過概況：昭和46～59年　表32

2　　同　Ⅱ：発端：昭和46年・ヘリコプター直播田経営受託

3　　同　Ⅲ：一般経営受託開始：昭和47年～　表33

4　同　Ⅳ：49年産米価のバックペイ、組合からのボーナス　表34

Ⅵ　農家の対応・農家調査

1　農家の対応

2　農家調査・昭和47年・利谷報告　表35

A　農家の労働力、あとつぎ　表36

B　個別農家の土地所有意識

C　個別農家の生産組合に対する意識

3　農家調査・昭和49年・伊藤報告

A　孤島下木戸集落農家の委託の諸類型　表37,38

（1）非委託農家、（2）耕起と代かきのみの委託農家、（3）田植えを除く春秋一貫委託農家、（4）全面委託農家、（5）経営委託農家

B　経営委託農家の諸類型　表39，40

（1）分散地委託もしくはプラスアルファタイプ、（2）自労業タイプ、（3）サラリーマンタイプ　（4）老人世帯タイプ

C　経営委託農家の階層性　表41，42

4　農家調査・昭和59年・後藤報告

A　全面請負の減少と経営委託の増大（昭和52→58年）　表43

B　所有面積規模別にみた委託農家（昭和52，59年）　表44

C　島新田集落農家調査における経営委託の実情（昭和59年）　表45

経営委託と作業請負､自作との採算比較　表46

D　経営委託に対する農家の評価

Ⅶ　資料

1　農事組合法人北穂高農業生産組合定款（昭和43年）

2　北穂高農業生産組合の加入申込書

3　北穂高農業生産組合・農業用耕作地受託規程（昭和47年制定）

4　北穂高農業生産組合・諸契約様式

a　農業用耕作地委託契約書（昭和49年）

b　水田機械作業委託契約書

5　穂高町農業生産組合・農業用耕作地委託契約書（昭和51年）

6　農事組合法人穂高町農業生産組合定款（昭和51年，57年改正）

I　北穂高地区の概況

1　耕地面積と農家数

表1　北穂高地区の耕地面積と農家数（昭和35，45，55年）

単位：ha

	耕地面積 (1)	うち田 (2)	農家数 (3)	専 (4)	Ⅰ兼 (5)	Ⅱ兼 (6)	～.5 (7)	.5～1 (8)	1～2 (9)	2～ (10)
昭和35	270.0	245.0	330	129	110	91	107	115	103	5
〃45	277.5	263.0	331	30	120	181	104	112	104	11
〃55	214.5	203.4	302	28	41	233	136	93	60	13

注）1．各年次センサスによる。
2．「集落の耕地面積」は381(田 362) ha。「昭和59年の転作指示の対象水田面積は北穂高地区で266haである。これと集落の耕地面積 362haの差は入作分ということになろう。」（後藤59ｐ5～9）

2　土地基盤整備・農業構造改善事業

A（湿田解消問題）

「北穂高地区は、周囲を河川に囲まれ、しかも河床が上ったため湿地帯で、暗渠排水も農道もなく、小型耕運機も入らなかった。そこに労働力流出による農家労働力の不足が深刻となり、湿田解消が重要な課題となったと言われる。すでに昭和34年頃から積寒事業によって湿田解消をしようという動きがあったが、昭和36年の農業基本法にもとづく、農業構造改善事業によって、この課題を解決することとなったのである。したがって、当事者の意図は湿田解消のみを考えていたのであり、大型機械による耕作組織の形成は、ほ場整備を行なう段階において、はじめてその必要を感じるに至ったと言われている。」（利谷47ｐ79。なお、梶井51ｐ2、伊藤49ｐ120～）

B（農業構造改善事業・圃場整備と大型機械導入）

昭和37～45年度　圃場整備 177ha，296百万円（うち70%補助）
機械施設11台・7棟、106百万円（うち50%補助）

昭和55～56年度・転作促進特別対策事業による圃場整備17ha

「56年までに実施された 195haは集落の水田面積 362haの約54%にあたる。」（後藤59ｐ3）

C（事業主体及び反対運動）

「当時こうしたうごきのリーダー・シップをとっていたのは北穂高農協であった。後に北穂高農業生産組合の組合長になる腰原重徳氏が、北穂高農協の専務理事をしており、同氏を中心として、農協青年部の有志20人余りが地域の説得活動をすすめた。そして、1962年2月にパイロット地区の認可をうける。

最初の事業は青木花見（アオケミ）集落の鉄道の西側から着工する予定でいた。水利面でも一団地を構成しており、住宅も少ない適地だったからである。ところが着工直前になって強い反対意見があ

らわれた。借金に対する不安、基盤整備後の土地条件に対する心配、先祖伝来客土を重ねて来たという自分の所有地に対する執着などがその理由であった。そして特に農協を事業主体とすることについての反対意見も強く出されたことが特徴であった。再建整備がようやく終了したばかりなのに、ふたたび巨額の負債を背負込むのは困るという意見である。こうした論議は地区を二分するほどの争いとなり、ついに事業主体としては北穂高農協が手を引いて穂高町がなり、また第一期工事は、賛成者の多い狐島集落に変更することとした。狐島は最下流にあって、もっとも湿田解消に熱心であり、また相対的に大経営が多かった。もちろん狐島でも反対者がなかったわけではない。……そういう人たちの水田はそのままとして、ともかく工事を開始したという。」(伊藤49ｐ121 ～)

「当初はもっぱら排水改良、農道・区画整理といった要求のみで出発したのであったが、パイロット事業に名乗りをあげたことによって一連の経営近代化施設を導入しなければならなくなった。前述した基盤整備着工前のもめごとも、この経営近代化施設を受け入れるかどうかにからんでいた。今後の機械化の進展や、省力化の要請を見こした腰原氏を中心とする農協青年部は、組織的な大型機械利用こそが将来方向だと主張した。また地区農家の零細な経営規模を考えるとき、その所得向上のためには水稲の省力化をはかって、プラスアルファ部門なり兼業などによって追加収入をえなければならないと主張した。他方、反対派はいかに補助金がつくといっても大量の融資が付随していること、また省力化が減収につながるのでないかという危惧を主張した。

こうした問題があって、当初北穂高農協が圃場整備とともに経営近代化施設の事業主体となるはずであったが、それができなくなった。やむなくコンバインだけは農協が事業主体となり、トラクター、カーペットスプレーヤー、刈取機などの事業主体としては、農協青年部員23人によって北穂高機械利用組合を結成した。」(伊藤49ｐ.125)

D (小作地解消)

「パイロット事業におけるほ場整備にあたって、事業の推進にあたった人々は、この機会に小作地を解消して、自小作の存在による錯雑した土地所有関係をなくしたいと考えたといわれている。その方針は、小作権を4割とみて地主6小作4で小作地を分けることを原則とするが、父の代から小作していたものについては、地主5小作5の割合にする、というものであった。この方針で、事業の推進にあたった人々が地主の説得にあたり、小作地の解消に大きな成果をあげたのである。結局は後者のケースが多いことから、5対5の分割が原則のようになり、他の地区もこれを踏襲して一般化されたようである。

またこの法的手続が、換地計画と換地処分の中で処理されたことは興味あることである。以上の結果、ほ場整備に関係した小作地は、1ha程度を残してすべて解消した。なお、小作地解消に関係して行なわれる売買には換地における清算価格が用いられた(パイロット事業においては700円、一般第1次事業では1,000円、一般第2次事業では1,500円で、いづれも坪単価である)。たとえば、昨年[昭和46年]行なわれた周辺地域のほ場整備事業にふくまれていた30ａの小作地のばあいには、地主が返還を希望したので、清算価格にさらに離作料500円を加え({1,500円<清算価格>+500円<離作料>×450坪(15ａ)<面積>)、地主が小作人に対し90万円支払うことによって解決した。」(利谷47ｐ80～81)

3　兼業深化

A（企業誘致）

「昭和35年に穂高町は工場誘致条件を制定し、町内への企業誘致を積極的に推進した。また松本諏訪新産都市指定（58年）もあって、穂高町はじめ周辺に多くの企業が進出した。穂高町が近郊に松本市や大町市をひかえているにもかかわらず、就業人口12,000余人のうち約70％が町内企業に就業している結果となっている。

この企業進出が農家の兼業化を一層促進した。一方、生産組合の大型機械共同経営が個別農家の労力を稲作から切り離したことから、個別農家の稲作を生産組合に委託する気運を高めた。」（朝日61ｐ40）

「工業統計によれば、昭和59年の事業所は136 、従業員 2,982人（男子 1,536人、女子 1,446人）となっている。業種別にみると、電器機械関係が飛び抜けて多く、……次いで機械……金属……皮革……と続いており、この４業種で全体の約80％の従業員を吸収している。」（後藤59ｐ３）

なお、Ⅰ－４－Ｃ及びⅡ－９。

B（農家世帯員の兼業従事）

「北穂高地区の農家世帯員の他産業従事の動向を、農家からの聞き取りによって、直系家族員についてみると、[表２]のようになる。男子についてみると松本への勤めが多く、女子については町内が多い。男子の松本への勤めは45年頃から多くなったという。57，８歳が定年で、その後は帰農する者が多いという。女子の場合には、比較的年をとった人達は電気機械関係が多いが、若い世代ではいろいろな業種に広がっている。女子の場合も60歳近くまで勤めるのが普通だという。両者とも常勤者が圧倒的に多い。」（後藤59ｐ３）

表２　北穂高地区農家直系家族員の他産業従事状況［昭和59年］

	男						女					
	20～29歳	30～39	40～49	50～59	60歳以上	計	20～29歳	30～39	40～49	50～59	60歳以上	計
総数	7	11	3	6	2	29	4	7	3	6	－	20
業種 電機	1	2	－	1	－	4	－	－	2	3	－	5
業種 機械	1	－	－	－	－	1	－	－	1	1	－	2
業種 金属	1	1	1	－	－	3	－	－	－	－	－	－
業種 建設	－	1	－	3	1	5	－	－	－	－	－	－
業種 農協	－	1	1	－	－	2	1	－	－	－	－	1
業種 公務	1	4	－	1	－	6	1	2	－	－	－	3
業種 商業	－	1	－	－	－	1	1	2	－	－	－	3
業種 その他	2	1	1	1	1	6	－	1	－	1	－	2
業種 不明	1	－	－	－	－	1	1	2	－	1	－	4

勤務地	町内	2	3	1	3	1	10	2	6	3	5	-	16
	松本市	4	1	1	2	-	8	2	1	-	-	-	3
	その他	1	7	1	1	1	11	-	-	-	1	-	1
雇用形態	常雇	6	10	3	4	2	25	4	4	3	6	-	17
	パート	-	-	-	1	-	1	-	3	-	-	-	3
	不明	1	1	-	1	-	3	-	-	-	-	-	-
年間賃金総額	100万円未満	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2
	100～200	-	-	-	2	1	3	1	1	3	2	-	7
	200～300	2	1	1	1	1	6	2	-	-	2	-	4
	300～400	-	4	-	1	-	5	-	1	-	-	-	1
	400万円以上	-	1	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-
	不明	5	5	2	1	-	13	1	3	-	1	-	5
従事開始年次	34年以前	-	-	-	2	1	3	-	-	-	-	-	-
	35～39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	40～44	-	3	-	1	1	5	-	-	1	-	-	1
	45～49	1	5	-	-	-	6	1	1	-	2	-	4
	50～54	1	1	1	-	-	3	2	2	-	1	-	5
	55～	4	-	-	-	-	4	1	1	1	1	-	4
	不明	1	2	2	3	-	8	-	3	1	2	-	6

注）後藤59ｐ4による。
1．農家からの聞きとりによる。自営業を除いて集計した。

4　農地移動

A（昭和42～46年間の農地法の許可実績）

				件	a	
第3条の許可	所有権移転	自作地	有償	63	782	（5年平均 156ａ）
			無償	9	118	
		小作地		7	59	
	賃借権設定			1	23	
	使用貸借権利設定			1	18	
第4条の許可				11	31	主として住宅敷地
第5条の許可				78	386	同　上
第20条の許可	耕作目的			5	107	

（利谷47ｐ76～78による。）

「……北穂高地区は、［農地法による］農地移動の少なさにおいて著しいものがあると言わなければならない。とくに賃借権設定、使用貸借設定、および20条関係事件について、全町分自体がきわめて少ないなかで、さらに北穂高の分の少なさが注目される。しかも、いわゆるヤミ小作もまた、実態調査の結果から判断して、それほど多いとは考えられない。」（利谷47ｐ78～79）

「なお、穂高町における農地価格は、坪単価２～ 3,000円という所のようである。穂高町の農地あっせん事業では、 101ａ以上の農家についてはその対象とし、あっせん価格は坪 3,000円以下で抑える方針であるという。しかし転用ふくみのばあいは、坪 7,000円程度になるといわれている。」（利

谷47ｐ79）

B（昭和50～58年間の農地法第３条の許可実績及び農用地利用増進事業）

所有権移転 2,438ａ（９年平均 271ａ、全耕地 381haの 0.7%毎年）

賃借権設定 2,075ａ（ 〃 231ａ、 〃 0.6% 〃）

同じく同法第４条の許可 136ａ、第５条の許可 641ａ――公共用地取得なし。

「……農用地利用増進法による……利用権の設定面積は町全体で 108.8ha（59年６月）設定面積率4.02%である。うち生産組合が北穂高地区内で受けている設定面積は 44.63ha、設定者83戸（昭和58年11月現在）、地区外での設定が2.10ha、６戸、合計 46.74haとなっている。但し、農家からの聞きとりによると設定者自身は、生産組合への貸付地が利用権設定されているのかどうかについての意識はほとんどない。」（上記許可実績を含め、後藤59ｐ24）

C（農地流動化の促進要因）

「北穂高地区において農地の流動化がこのように進んだ要因として、農協が、男子の農外就業を積極的に勧めたばかりでなく、農地流動化の一つのポイントである女子労働力を農業から切り離すために、下請工場の導入（41年カメラ部品工場、電気毛布工場を理事の個人企業の形で導入、52年まで存続）を行なったり、農機具の個別農家への導入を抑制したことなどを指摘しておきたい。」（後藤59ｐ24）

5　小作地の存在形態

A（昭和47年宇佐美調査）

「この北穂高地区においては、構造改善事業による圃場整備を、地域全域の農地を対象として行なうことによって、少なくとも昭和53年までは農地転用を阻止することになった。……」（宇佐美47ｐ93）

「ここでは基礎整備のときに既存の小作地をほとんど解消したが、その処理の仕方は、離作料を地価の50%出して行なっている。ごく最近そういう経験をしたので、個別相対での請負耕作は成立し得なかった。また、土地を借りて経営地を拡大するような上層農家群の形成が非常に弱かった。農協というなかば公共的な機関が媒介することによって、はじめて借地形態を取った生産組織が可能になったのだ。」（宇佐美（47ｐ123 ～124 ）

B（昭和49年伊藤調査）

「ところで農地改革の経験を主要な理由として、農地貸付けを忌避する風潮がきわめて強く、それが農地流動を妨げている、ということが一般的な認識となっている。その風潮はここ北穂高地区でもまったく変らない。それに加えてここでは基盤整備の際に、かなり強引な残存小作地解消を行なっている。換地に際して所有者、小作権者それぞれ折半というかたちで残存小作地のほとんどを自作地化したのであった。そのために、いったん人に貸してしまえば少なくとも農地の半分はとられてしまうという認識が、きわめてあたらしい体験として定着していた。いわゆるヤミ小作がきわめて稀なケースでしか存在しないというここの一つの特徴は、こうした事情にもとづいている。

こういう状況のなかで、誰もが組合員である生産組合が、農地を借り耕作を継続してくれるという

事業が始められたのである。所有権についての不安を解消し、一種の共同体的なあるいは公共的所有権保証の体制としても組合の経営受託事業が位置づけられた。これは貸し手の側の農地供給の論理であった。」（伊藤49ｐ136 ～137 ）

C（昭和59年後藤調査）

「島新田集落の33戸（うち21戸が生産組合への経営委託農家）について行った……これらの調査農家の水田経営面積縮小の方法についてみると、売却は農地としての売却が２戸46.5ａ、転用目的の売却が６戸96.9ａで、貸付が圧倒的に多い。貸付の内訳をみると……生産組合への貸付が90％弱を占めている。基盤整備の際に解消されているため残存小作地は少なく、また個人への貸付も、３戸で見られただけであった。その３戸のうち２戸も農業外利用目的のための貸付（１件はスーパーマーケットの敷地、１件は砂利採取を目的とした貸借）で、農業的利用を目的とした個人への貸付は１件であった。」（後藤59ｐ26）

「個別で借地する農家がほとんどいない状況のもとで（早くから生産組合の活動が、このような農家の発生を抑えてきたといえるが）、農業から離脱する農家のほとんどが、生産組合への農地の貸付によって農業からの撤退をはかっている……」（後藤59ｐ27）

Ⅱ　生産組合の展開

1　経過の概要（昭和37年～）

「穂高町農業生産組合は、構造改善事業によって導入した農業用機械を運用するため37年３月に組織された北穂高機械利用組合から出発している。これが昭和43年７月に、農事組合法人北穂高農業生産組合となり、更に町全体を一地区とした利用増進事業発足を契機に事業対象を北穂高地区から全町に拡大し、名称も現在の農事組合法人穂高町農業生産組合と改めたのである［昭和57年６月、２号法人となる。］。……構造改善事業に対する賛否が地区を二分するまでになったため、当初予定されていた北穂高農協を事業主体としての事業実施は不可能となり、圃場整備は町、大型機械・施設の導入は農協青年部23人を中心として37年に設立された北穂高機械利用組合を事業主体として事業が実施されたのである。と同時に37年度末までに圃場整備の完了した 7.4haの農地についてヘリコプターによる直播を行っている。しかし、両方の組織とも多くの問題を抱えるようになったため、共同耕作組合は解散、また機械利用組合は41年３月の農協合併を機（あずみ農協）に機械施設をあずみ農協北穂高事業所に移管し、農協が事業主体となる組織として再編されている。しかし、広域農協の作業受託組織でありながら、事業実施対象は北穂高地区にほぼ限定されているということの矛盾から43年７月には、農事組合法人北穂高農業生産組合が設立され請負耕作事業はあずみ農協からこの生産組合に移されている。しかし46年までは組合事務所は農協に置かれ機械・施設も農協所有のものを使用する形態であったが、46年には事務所の独立、農協有機械施設の移管が行われている。

組合員は、昭和46年には 289戸加入していたが、53年に出資金を徴収し直して組合員を整理したため 167戸に減った。また58年には、経営受託地について、流動化奨励金を受領するためにそれを利用増進法に乗せたいと考える人が、組合員のままでは利用権設定ができないので組合員を止めたため、

106戸に減っている（現在の経営受託地93ha中、組合員の分は24ha、組合員外の分は68haである）。」（後藤59ｐ10～12）

「農協は、組合が一応の独立をとげたあとも赤字の補填等、様々な援助をしてきたが、町も50年に穂高町農業生産組合に組織替えし、全町を事業対象にして以降、年額 200万円の補助を与えてきている。また、オペレーターの冬場の仕事の確保として、客土事業の下請をやらせるなどの便宜を計ってきている。……徐々に組織としての独自性を強め、農協から独立し、更にオペレーター中心の組織に展開してきた……町の補助金も58年で打切られ、オペレーターを中心にして、自立した組織に向って更に一歩を踏み出そうとしているのである。」（後藤59ｐ18）

表３　生産組合発展経過のなかで問題となった点とその解決への努力、工夫など

時代区分	実施した主な事項	問題となった点	解決への努力、工夫
38～43年代	○機械利用組織「北穂高機械利用組合」を結成 ○共同による大型機械化稲作を推進。 ○農機具の個別導入を抑制。 ○ヘリコプターで直播栽培。 ○基盤整備の推進。	○組織上のこと――オペレータの確保が困難。 ○参加農家の土地集積――基盤整備した 7.3ha（１戸当たり20ａ）は利用組合で作業しても、残りの40～50ａは個別農家の耕作となり不合理。組合も 7.3haは規模が小さく効率が悪かった ○機械化――大型機械、技術体系が初体験であった。請負耕作は機械利用部門のみで、一般農家は他の管理作業を行う必要があった。 ○余剰労力の効率的利用―　一般管理作業が個別のため婦人労力を農業に留めることになる。 ○ヘリコプター直播試行栽培の成績不良。	○法人化で年間雇用。 ○農構事業による基盤整備の拡大。 ○農業試験場、農業改良普及所等の指導により逐次確立。 ○全面請負、経営委託へと発展 ○婦人労力を稲作から解放するため工場誘致。 →経営委託へ発展
43～49年代	○組織再編「農事組合法人北穂高生産組合」を設立。 ○共同経営による大型稲作経営を実現。経営受託、作業委託など。 ○基盤整備の推進 ○低コスト稲作の実現。	○組織上のこと――事業範囲が全町に広がり、全町的な組織とする必要があった。 ○オペレーターの確保。 ○土地利用――水田再編対策による水稲作付の減少。 ○経営不振	○名称変更と事業範囲を町全体とする。 ○試験場での研修実施。 ○麦作導入で単収増加へ。技術改革など。 ○赤字補てん。企業努力と町の支援を受ける。
50年～現在	○組織の改正「農事組合法人・穂高町生産組合」と改称 ○共同経営による企業的稲作経営の定着――班編成による集団化、品種別団地化、稲～麦のブロックローテーション、経営管理の強化。 ○稲作技術実証拠点――県試験研究機関の実施した各種試験に積極的に協力。	○稲作の単収低下。 ○オペレーターの老齢化。	○班編成による作業形態、客土の実施。

注）朝日61ｐ41による。

役員の構成

「役員は、初期においては農協との関係が深かったこともあって、理事14人の内、オペレーター７人を除く他の７人は、農協職員２名、農協総代５名と農協関係者で構成されている。その後46年に農協に置かれていた組合事務所が独立し、農協有の機械・施設を移管されているが、その時に、理事も地区代表的性格を持つように、14人の理事は、狐島、青木花見の集落から各５人、島新田から４人、監事は各集落１名の計３名で構成されることに変えられている。57年には、これまで中心となって組合を引張ってきた組合長〔腰原重徳氏〕が死亡したため、組合長の交代があった。新組合長は、経営委託農家で商業を営んでいるため非常勤となっている。また、理事構成は７人と減り、そのうち過半の４人はオペレーターと、オペレーターの意見が通る役員構成に変化してきている。」（後藤59ｐ17～18）

事業内容・事業量の変化

水田経営をめぐる「事業量の変化は〔表４〕の通りである。部分請負から全面請負（全機械作業受託）へ、更に経営受託（＝借地）へと、主要な事業内容が移ってきていることがわかる。

現在の経営耕地（水田）は96ha（そのうち90ha強が北穂高地区内）で、これは北穂高地区の水田面積 362haの約25％にあたる。また、生産組合が関与している水田は、トラクター作業についてみると、先の経営耕地面積も含めて 135ha（北穂高地区水田面積の約37％）となっている。また……経営受託地96ha中、北穂高農家分は77haであるから、これは転作指示基準水田面積 266haの28.9％にあたっている。生産組合の占める比重がかなりのものであることがわかるであろう。」（後藤59ｐ10）

注）後藤調査による58年度作業実績は次のとおり（本文に同じ）。

トラクター作業 135ha、コンバイン作業 116ha、ライスセンター米（57年度） 8,165俵、ライスセンター麦 2,525俵、育苗21,000箱、田植作業98ha、防除面積84ha

2　北穂高機械利用組合：昭和38～40年

〔昭和47年〕「……事業主体は分裂し、ほ場整備は町が主体となるとともに、大型機械および施設の導入のために設立されたのがこの利用組合である。これは、農協青年部23人（代表者堀内光男氏）を基盤として昭和37年４月に設立され、昭和38年３月20日、腰原重徳氏を代表者として、農事組合法人として設立の登記がなされている。この組合は、トラクターによる農作業（耕起、砕土、代かき、堆肥散布、施肥、播種、畦立、培土、薬剤散布、刈取り、脱穀、運搬など）の部分請負を主眼として事業を行なうものであった。」（利谷47ｐ81）

「農業の生産に拘るすべての事業は農協が行う事が最も理想であり当然と考えていたが、農構事業の機械関係は当時困難な事情もあって止むを得ず農協青年部を中心とした農事組合法人北穂高農業機械利用組合を設立して事業主体として機械の導入及び運営に当ったので、その後次第に農構事業に対する理解も深まり第１次・第２次事業からは農協が事業主体となり、機械や施設の導入及び運営をすることになったので、この組合は昭和40年に解散し、すべての機械類は農協に委譲し、オペレーターは作業に従事することになったのである。その後41年には農協合併が行われ、この部門は独立採算制により運営……」（穂高町農業生産組合「北穂高地区農業近代化のあゆみ」より。梶井51ｐ11）

表4　事業実施状況の推移（昭和40～60年度）

年度	事業実施面積(ha)							割合（%）					
	経営受託 1	全面請負 2	部分請負 耕起代かき 3	部分請負 田植 4	部分請負 防除 5	部分請負 収穫収納 6	1,2,3の計 7	経営受託 1／7	全面請負 2／7	部分請負 耕起代かき 3／7	部分請負 田植 4／7	部分請負 防除 5／7	部分請負 収穫収納 6／7
38年	-	-	35.9	-	11.0	-	35.9	-	-	100.0	-	30.6	-
39	-	-	42.0	-	31.5	-	42.0	-	-	100.0	-	75.0	-
40	-	-	42.0	-	43.5	8.5	42.0	-	-	100.0	-	103.6	20.2
41	-	20.8	131.2	-	86.5	26.7	152.0	-	13.7	86.3	-	56.9	17.6
42	-	33.4	141.3	7.2	91.4	38.2	174.7	-	19.1	80.9	4.1	5.2	21.9
43	-	46.4	183.1	33.7	132.7	51.7	229.5	-	20.2	79.8	14.7	57.8	22.5
44	-	55.0	204.7	47.0	153.1	55.0	259.7	-	21.2	78.8	18.1	59.0	21.2
45	-	48.0	189.7	51.3	170.4	52.4	237.7	-	20.2	79.8	21.6	71.7	22.0
46	-	60.4	180.0	55.0	160.0	59.8	240.4	-	25.1	74.9	22.9	66.6	24.9
47	19.3	＊50.0	＊60.0	＊75.0	110.0	＊ 2.7	＊ 129.3	14.9	38.7	＊46.4	＊58.0	85.1	＊ 2.1
48	22.7	＊60.0	＊50.0	＊82.0	100.0	＊ -	＊ 132.7	17.1	45.2	＊37.7	＊61.8	75.4	＊ -
49	29.0	＊60.0	＊60.0	＊90.5	120.0	＊ -	＊ 149.0	19.5	40.3	＊40.3	＊60.7	80.5	＊ -
50	36.5	44.2	71.1	23.2	83.9	3.0	151.8	24.0	29.1	46.8	15.3	55.3	2.0
51	47.8	34.8	60.7	11.6	58.0	6.0	143.3	33.4	24.3	42.4	8.1	40.5	4.2
52	57.8	36.6	51.0	18.1	23.7	5.8	145.4	39.8	25.2	35.1	12.5	16.3	4.0
53	62.6	25.5	39.8	17.3	78.6	7.2	127.9	48.9	19.9	31.1	13.5	61.5	5.0
54	68.2	30.8	38.4	13.9	7.3	8.7	137.4	49.6	22.4	28.0	10.1	5.3	6.3
55	69.1	22.5	34.0	14.5	16.9	10.6	125.6	55.0	17.9	27.1	11.5	13.5	8.4
56	75.4	20.8	31.3	13.2	27.0	8.2	127.5	59.1	16.3	24.6	10.4	21.2	6.4
57	84.4	24.3	19.6	5.5	6.9	8.9	128.3	65.8	18.9	15.3	4.3	5.4	6.9
58	93.0	14.5	25.5	25.5	21.0	7.1	133.0	69.9	10.9	19.2	19.2	15.8	5.3
59	96.2	13.2	26.0	19.2	4.5	6.2	135.5	71.0	9.7	19.2	17.6	3.3	4.6
60	95.9	13.5	23.9	23.4	4.7	5.9	133.3	71.9	10.1	17.9	17.6	3.5	4.4

注）利谷47ｐ82、梶井51ｐ14、後藤59ｐ11及び生産組合の資料による。

1．昭和47、48、49年の全面請負及び部分請負の耕起代かき、収穫収納の面積は推定であり、また同年の田植の面積は全面請負を含むと推定される。以上＊印。

「〔問題が〕表面化したのが昭和40年頃であった。……構造改善事業の進展につれて、組合の事業量の拡大と投資の増大に、組織的にも技術的にも対応できない面を生じたことである。すなわち、大型機械を駆使する一貫した技術体系の確立、事業量の増大に伴なう綿密な作業計画の樹立、および高性能の機械を導入するための多額の追加投資は、当時の機械利用組合にとっては荷が重かったのである。」（利谷47ｐ83）

3　**稲作共同耕作組合**：昭和38～40年

「これは、昭和37年度末までには場整備の完工した 7.4haの農地について、関係農家29戸が共同耕作のために組織した穂高町北穂高狐島第１工区稲作共同耕作組合がそのはじまりである。この組合は、昭和38年度から40年度まで３年間存続し、39年度・40年度には、それぞれ 1.0ha、 8.7haの未換地農地について、ヘリコプターによる湛水直播栽培を行なったが、昭和40年度をもって解散した。」（利谷47ｐ83）

「ヘリコプター農業による作柄の不安定や技術の未成熟に対する不安が、伝統的な田植や刈り入れと、他の農作業の部分請負の組合わせの方向へと向わせ、耕作組合を解体させたのである。そしてこの背後には、伝統的な田植や刈入れの方法を支える「ゆい」の慣行がまだ生きていること、共同耕作の中心となって負担加重な上層農家と兼業化した下層農家との間の矛盾の発生があったようである。」（利谷47ｐ83）

4　**あづみ農協・農協営請負耕作**：昭和40～43年

「以上の問題の解決は、昭和41年３月大型合併によって成立したあずみ農協が、農業構造改善事業全体を担当することによって求められた。ほ場整備も農協が事業主体となるとともに、以下のような措置がとられたのである。

第１に、機械利用組合で保存していた機械は、あずみ農協北穂高事業所に帳簿価格で移管された。ここに、農協が請負耕作の事業主体となったのである。

第２に、全面請負が開始された。これには二つの条件が必要であったと思われる。一つは組織的条件であり、委託農家代表、あずみ農協北穂高役員事務局からなる運営委員会をおき、これに県および町村関係機関などによる諮問機関を配したことである。これは、請負耕作事業の運営の円滑をはかるとともに、これに公的な背景を与えて農家の安心感を獲得するのに役立てたものであろう。いま一つは、技術的な条件の整備である。昭和40年のライスセンター、41年のコンバインと田植機の導入は、機械化一貫作業体系の確立をもたらすことができた。

機械化一貫作業体系の確立による全面請負の開始は、『個人農業から米作をとってしまう』ことを可能とする。その結果は次の３つとなるであろう。第１は、米作以外の農業部門を拡大すること、第２は、他産業とくに賃労働に従事すること、第３は、老齢者世帯のように他に何もしないこと、である。そして以上の進行は、請負耕作事業の発展を意味することになる。

第３に、町と農協は一体となって兼業化を推進した。それは、第２のところで述べたことの反対であるが、賃労働従事を促進することによって、米作をすてさせ、それを請負耕作事業に吸収するため

である。すでに男子労働力はつよい流出傾向を帯びている。問題は主婦の労働力であり、これを外に引き出すために、昭和41年から下請企業を導入し、農家の主婦をここに入れた。」（利谷47ｐ83～84）

注）あづみ農業協同組合

「当組合は、昭和41年南安曇郡下の北穂高、穂高、西穂高、烏川、三田、豊科、南穂高、上川手、家持、明盛、小倉、倭、梓、島々、大野川の15農協が合併し発足、昭和57年には、有明、奈川の２農協と上川手養蚕農協が合併、現在にいたっています。安曇野は、古代から一つの歴史圏の中にあり、稲作を共通の基盤として、ひとつの文化圏・経済圏を形成してきました。当組合は、明治時代以降、行政的に組合化されてきた欠点を補い、安曇野を大きくとらえ、その地縁的特性を生かし、豊かな安曇野をみんなの力で築きあげたいという願いから創立されました。……」（あづみ農協「あづみ野」より）

本所：長野県南安曇郡豊科町、支所：７町村・17支所、組合員13,113人（11,707戸）、出資金総額：約14億円（昭和61年２月現在）

「なお1966年〔昭和41年〕２月に農協合併が行なわれて郡一本のあずみ農協が発足したのを契機に、役場が事業主体であることをやめ、あらたにこのあずみ農協が基盤整備の事業主体となった。土地改良区を作らずにこうして農協中心で事業をすすめたについては、農民組織の屋上屋を重ねたくないという腰原氏の考えが強く働いている。」（伊藤49ｐ123 ）

5　農事組合法人・北穂高農業生産組合１・経過：昭和43～50年

「昭和43年７月１日、農事組合法人北穂高農業生産組合が設立された．そして請負耕作事業は、あずみ農協北穂高事業所の手からこの生産組合に移されたのである。その理由として、次のものがあげられている。第１は農協側の事情であり、広範な地域の農家の利益をはかるべき大型農協として、北穂高地区の事業にのみ多量の資本投下をすることができず、事業継続のためには独自の組織を作らなければならないとされたことである。第２は関係農家からの要請として、請負耕作事業の自主的運営・組織強化が要望されたことである。その外、政府売渡米の売渡し主体となるためであるという理由などもあげられている。」（利谷47ｐ84）

「その後41年には農協合併が行なわれ、この部門は独立採算制により運営されたのであるが人的な事情や運営上からも採算性に困難を来し、下部組織への委譲が考えられる様になった。こうした背景のもとに地域農業を近代化していく為には独立した生産協同体的な機関により農作業の共同化及受託事業による農業経営、オペレーター生活権の確保等合理的に進める方針を講ずる必要が次第に高まって来たので、農構参加農家の賛成を得て昭和43年７月に農事組合法人北穂高農業生産組合を設立したのである。

昭和45年度には農構の特認事業による農業構造改善総合センターを事業主体として建設しここに初めて独立した事務所を備えるに至ったのである。

昭和48年５月にはあづみ農協の方針の下に北穂高事業所に属する農業用機械・施設全部の譲渡を受け、ここに北穂高農業生産組合が独自の経営方針の基に人的確保を図り機械化一貫作業請負耕作、水田受託事業による大農場経営等事業の拡大に全力を傾けつつ組織の育成経営の充実に努めたのである。

50年度には農用地利用増進事業の地域指定を受けるに当り、穂高町は当組合を事業主体として実施せしめる方針の下に組合では定款を変更し、名称も農事組合法人穂高町農業生産組合に改め今日に至っている。」（穂高町農業生産組合「北穂高地区農業近代化のあゆみ」より。梶井51ｐ11）

「……北穂高農業生産組合は、 283戸の組合員、 189haの水田を対象とする属地的な組織として結成された。あずみ農協には法人組合員として加入している。……当初は組織の形式こそ変ったが、実態としては、農協直営がつづいていたとみてよい。そして組合が実態としても、自立的な生産組織として活動し始めるのは1971年〔昭和46年〕からとみられる。この年の春に前述した構造改善総合センター〔注〕が竣工して、組合事務所を独立させ、それと同時にすべての経営近代化施設を農協から引きついだ。農協特別会計が年々赤字で問題となり、正式に組合がそれを委譲されたのである。この時にあった赤字は農協が負担し、組合は帳簿価格で施設の移管をうけたという。」（伊藤49ｐ130 ～131 ）

注）構造改善総合センター

「〔昭和43～45年の〕二次構のうちの構造改善総合センターのみはあらたに結成された北穂高農業生産組合が主体となった。このセンターはきわめてユニークなもので、腰原組合長の言によれば『地区の人びとの心のよりどころ、その団結のシンボル』として建築された〔 483㎡〕。……当時はまだ他に例をみない事業で、これを補助事業として認可してもらうためには大変な苦労をしたという。」（伊藤49ｐ125 ～126 ）

「鉄筋２階建、 890㎡のなかには、事務室、大小会議室、実験室、子供室、農事相談室、料理研究室等14室が造られ、生産組合の拠点を形成するとともに今日まで地区住民のコミュニティセンターとして大きい役割を果している。」（中島59ｐ140 ）

6　北穂高農業生産組合Ⅱ・組織

「北穂高農業生産組合は、農事組合法人として設立された。定款によれば、それは「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその生産性を向上させ組合員の協同の利益を増進すること」を目的とし（１条）、「組合員の農業に係る共同利用施設の設置および農作業の共同化に関する事業」（２条）を行なうこととされている。また、あずみ農協に対しては、法人として加入している（６条、農協法12条１項５号）。組合員資格は地区内に住所を有する農民とされ（８条）、出資義務は出資１口（ 1,000円）以上で 100分の30までである（10・11条）。理事は14人監事は３人とされ（18条）、任期は３年（24条）、理事の中から代表理事が互選される（20条）。通常総会は２月に招集される（27条）。」（利谷47ｐ85 表５も。）

「組合員は現在 289名である。この数字には、入作の者や他地区の者で耕作を委託したものも含まれているようである。出資については、昭和47年から現実にこれを求めることとし、１戸当り戸数割 800円、反当 100円と計算された。これは、自分たちの生産組合だという意識を育てる趣旨だとされているが、実際には農協の出資配当をこれにふりかえることとしている。額が少ないことから、組合員の承諾書をとっているにもかかわらず、出資に関する意識は薄い。」（利谷47ｐ86）

表5　北穂高農業生産組合の組織

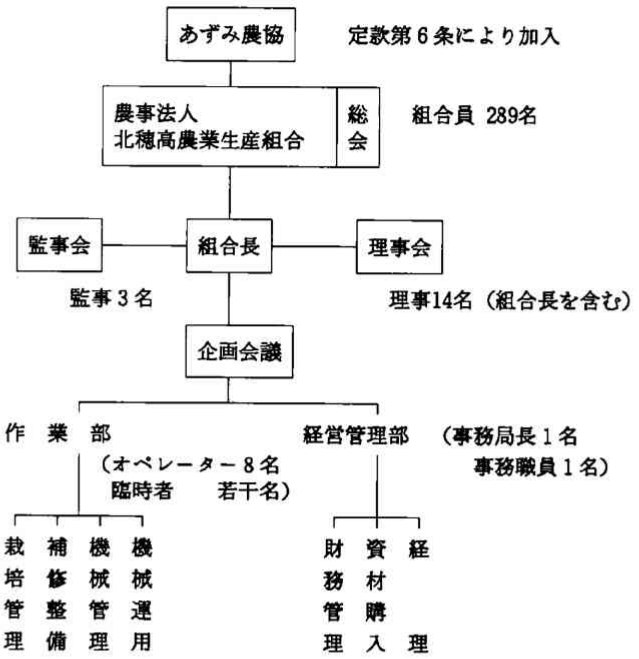

7　北穂高農業生産組合Ⅲ・農協との関係

「組合長には、設立以来農協常務の腰原氏が就任し、組合長としては無給である。この生産組合があずみ農協の法人会員であり、生産組合の事業は、あずみ農協の独立採算の特別会計の一つでもあるという両者の関係を媒介する腰原氏の役割はきわめて大きいものがある。同氏によれば、生産組合は農協と対抗関係にあるものではなく、あくまでも農協の下部組織であり、指導部事業の一環である。生産組合の事業が特別会計であり、機械の所有権は農協にあって、生産組合はそれを賃借するのではなく、その償却費と内部利子を払うという関係は、まさにそれを示すものだというわけである。もっとも生産組合事業の経済合理性の追求の面から言えば、生産コストを引下げる上に、生産組合の経済活動がみとめられず、肥料その他の供給が農協の採算ベースで行なわれることが一つの阻害要因になることは、腰原氏の指摘するところでもあり、この調整が将来の問題として残るわけである。これは農協大型合併の是非論にまでさかのぼる大きな問題であると言えよう。」（利谷47 p86～87）

「48年、腰原氏はあづみ農協をやめ、生産組合長に専念することになった。……この48年、農協有の機械施設も譲渡を受け、実質的な組織的独立を完了する。……『農業の生産に拘るすべての事業は農協が行う事が最も理想であり当然と考えていた』腰原氏だった。が『あづみ農協の方針の下に……

北穂高農業生産組合が独自の経営方針の基に』やらざるをえないとにさせられたのである。」（梶井51 p18～19）

8　北穂高農業生産組合Ⅳ・受託事業業務

「（請負耕作契約の締結と実施）

（1）従来のやり方においては、請負耕作契約は、文書の形をとらず、各農家の希望を聞き、作業計画を樹立し、組合員総会で承認を求めることによって締結されたもののようである。

以下その経過について簡単に説明しておきたい。

（a）注文取りとその集約

1月に農家をまわって、その年の全面請負・部分請負の注文をとる。その際、全面請負と田植の作業請負については、品種の選択（ホタカ、豊年ワセ、シナノコガネの三種のうち）をしてもらう。品種はコンバインの作業時期に関係があり、コンバインの1日作業量でまとめる。この点に関し事務局長の所で、農家の希望品種の調整をする。

（b）作業計画の樹立

注文された作業量に応じて日程をくみ、機械の作業体系を作る。

（c）総会の承認

3月に組合員（受益者）総会を開き、注文の確認と田植日と品種の決定を行なう。

田植の日を中心にして耕起・代かきの日程がきまるが、これらについて、事務局からオペレーターの主任にリストを渡す。

（d）作　業

リストに従い、責任者の指示の下に作業が行なわれる。防除やコンバインその他の日程は、その後において定められる。

（2）農業用耕作地受託規程と契約書

昭和47年から、全面受託については、規程を設け（もっとも請負一般にも適用される）、契約書をとりかわすこととなった。……規程の内容としては、農業用耕地の受託が、定款第2条の範囲内にあることをうたっていること（1条）、委託者の範囲を拡張していること（3条）、契約期間を一応3年としていること（6条）、契約期間中の解約の制限をしていること（7条）、などが注目される。」（利谷47 p90～91）

9　北穂高生産組合Ⅴ・主婦兼業促進

「これは生産組合の事業とは切離され、理事の個人企業の形をとっているが、先述したように、生産組合の事業推進のために大きな役割を果したものである。現在、カメラの部品と電気毛布の下請作業を導入しており、生産組合は構造改善センターの賃貸をしているという形式をとっている。労働条件は、1日 1,050～ 1,100円の賃金で、ボーナスが 100～ 150円つく。面接調査によると、賃金は安いが、出勤の強制がつよくないので、主婦には向いているという意見が多かった。」（利谷47 p90）

なお、Ⅰ－4－C。

10　穂高町農業生産組合Ⅰ・組織

名　称　農事組合法人穂高町農業生産組合

所在地　長野県南安曇郡穂高町北穂高1936

設立年月日　昭和43年８月13日

（当初、農事組合法人北穂高農業生産組合、１号法人。昭和51年１月20日、組織変更により農事組合法人穂高町農業生産組合。昭和57年６月９日、定款変更により２号法人）

昭和57年定款変更の主要内容

（１）第２条（事業）：「農業の経営」と明示。

（２）第８条（組合員資格）：離農した組合員も農民とみなす。

（３）第15、17、18条（役員）：副組合長、専務理事、常務理事の設置。

代表者　組合長・高橋　弘好

組　織　（別表）

表６　穂高町農業生産組合組織図

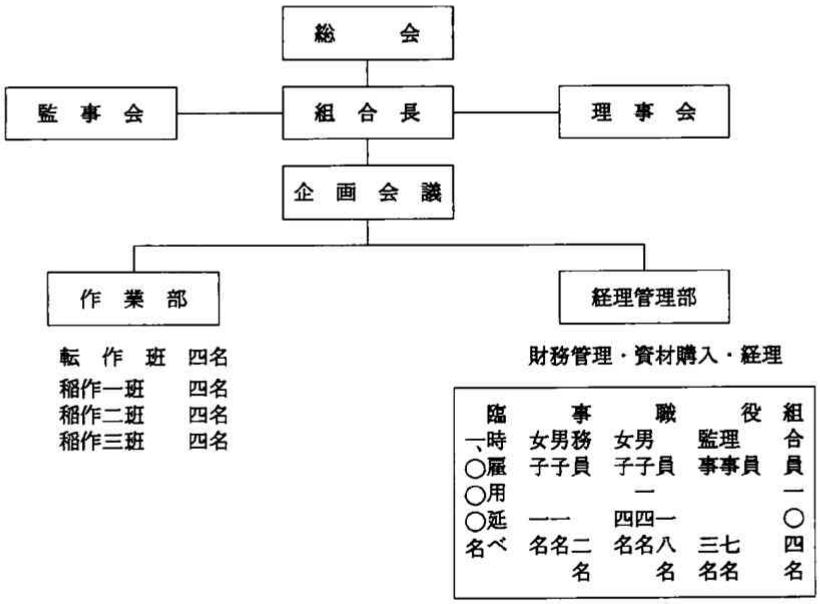

（参　考）

○　結成、推進の中心になった人

（１）　発足当初

北穂高機械利用組合が発足した当時、組合結成の先駆的役割を果たしたのは、当時農協青年部員20余名と、初代利用組合長の堀内光男氏である。堀内氏らは、町役場、農業改良普及所、農業協同組合等の指導を得ながら組合結成にあたった。会議を重ねること十数回に及んだという。

（2） 農事組合法人の結成

43年に法人組織として発足したが、法人組織への誘導、設立、組合の運営を軌道に乗せる役割を果たしたのは、故人で前組合長の腰原重徳氏である。腰原氏は当時の北穂高農業共同組合長でもあり、機械による生産性の高い近代的な稲作経営を確立し、兼業地帯における地域農業を守り、安定兼業を支える当生産組合の育成に情熱を傾けて、今日の健全経営の礎をつくった。

（3） 現在

57年に現組合長に就任した高橋弘好氏は企業的感覚の持ち主で、組合の企業的経営推進の大黒柱となって運営にたずさわっている。

（以上、朝日61ｐ40～42による。）

11 穂高町農業生産組合Ⅱ・構成：昭和60年

表7 組合員の属する集落別の戸数・耕地、組合加入戸数・耕地

集落名	総戸数	農家戸数		耕地面積	組合に加入している	
		総戸数	専業および第1種兼業		戸数	耕地面積
	戸	戸	戸	ha	戸	ha
島新田	190	81	9	48	25	32
青木花見	320	113	19	68	29	40
狐島	155	108	23	97	50	48
計または平均	665	302	51	213	104	120

表8 組合員農家の規格別・専兼別戸数

	総数		0.5ha未満		0.5～1ha		1～1.5ha		1.5～2ha		2～3ha		1戸平均耕地	
	55年	60年	55年	60年	55年	60年	55年	60年	55年	60年	55年	60年	55年	60年
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	ha	ha
専業	14	9					7	2	3	3	4	4	1.5	1.5
第1種兼業	33	28			22	20	11	8					1.0	1.0
第2種兼業	121	62	57	30	46	25	18	12					0.7	0.7
計（平均）	168	104	57	30	68	45	36	22	3	3	4	4	0.8	0.8

表9 生産組合の労働力構成 （常勤職員）

性別	男						女			合計
年齢別	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	小計	40～49歳	50～59歳	小計	
構成員	1	2	5	5	2	15	2	2	4	19

臨時雇用 32名（年間延べ 1,000人）

（以上、朝日61ｐ45による。）

12　穂高町農業生産組合Ⅲ・設備投資

表10　組合関連農業基盤整備

事業別	事業主体	利用した補助事業と融資制度	受益面積	施行年度	10a当たり経費
			ha		万円
区画整理	穂　高　町	農業構造改善事業	90	37～45	1,500
客　　土	農業協同組合	地域営農生産新興事業	70	55～57	10

表11　組合所有の機械及び施設

種　　別	台数 棟数	馬　　力 能　　力 面　　積	導入年度	投　資　額 （自己資金）	利用した補助事業と融資制度
	棟			万円	
管　理　棟	1	483㎡	45	4,400 (2,000)	農業構造改善事業
ライスセンター	3	440㎡	42、52	2,124 (1,062)	農業構造改善事業 麦作集団総合対策事業
農機具格納庫	1	484㎡	39～45	265 (152)	農業構造改善事業
育苗センター	1	1ha	55	40 (40)	
		ps			
トラクター	9	74　×2 72　×2 51　×3 43　×2	44～52		パイロット事業 農用地利用増進事業
田　植　機	7	乗用6条5 歩　行2	57～60	630 (630)	
播　種　機	1	乗　　用	60	350 (350)	
コンバイン	5	4条自脱3 普通型　2	55～60	3,240 (1,620)	農業構造改善事業 農用地利用促進事業 新地域農業生産総合新興対策事業
カーペントスプレヤー	3		51～60	360 (360)	
ダンプカー	5	2t	51～56	1,250 (1,010)	農用地利用増進事業
ブルトーザー	2	20t	51	1,000 (750)	農用地利用増進事業
管理用アタッチメント					
ライムソワー	3		56		転作促進特別対策事業
ドライブハロー	6		59		麦作集団総合対策事業
ロータリーシーダー	2		57		

（以上、朝日61ｐ46～47による。）

13　穂高町農業生産組合Ⅳ・生産及び流通

表12　農業生産高（昭和60年）

主要農産物	販　売　量	単　位	販売額（万円）	農畜産物、林業、水産などの生産額（町）
米	421	俵	13,703	597,000　万円
麦	80	t	1,270	（米　323,100 ）
ソ　バ	1.8	t	50	
販売額計			15,023	

表13　農業生産の推移

①　作付面積の推移

種　類　別	57年	58年	59年	60年	61年
	ha	ha	ha	ha	ha
水　　稲	59	63	69	71	68
麦	25	30	28	23	26
その他（ソバ）	2	2	2	2	2

②　10ａ当たり生産量の推移　単位kg

種　類　別	57年	58年	59年	60年	61年	県の平均（60年）
水　　稲	582	584	639	592		568
麦	350	342	360	402	498	432
その他（ソバ）	40	60	60	80		83

表14　販売農産物の集出荷状況（昭和60年）

主要農産物品目	集荷機関別	出荷数量	出荷率	販売金額	主要出荷先別	出荷割合
		t	%	万円		%
米	農　協	421	100	13,703	農　協	100
麦	農　協	80	100	1,270	農　協	100
ソ　バ	員内利用	1.8	100	50		

（以上、朝日61ｐ46による。）

14　穂高町農業生産組合Ⅴ・生産組合の財務・収支

表15　組合の収支（昭和38～47年）

単位：千円

	機械利用組合			農協直轄		農業生産組合				
	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年	46年	47年
収入	1,901	3,031	3,598	4,709	8,340	13,351	11,613	17,301	23,299	24,526
利用料	1,842	2,964	3,598	4,709	8,340	13,351	11,613	17,301	23,149	24,526
雑収入	59	67							150	
支出	1,901	3,031	3,648	4,769	8,249	13,260	14,535	17,209	23,150	24,402
作業費	336	414	1,381	1,672	2,657	4,256	5,178	6,101	10,162	11,306
燃料費	99	218	367	454	912	1,512	1,353	1,194	1,907	1,522
修繕費	91	122	492	638	894	1,259	1,494	1,728	1,152	1,786
業務費	121	145	114	70	925	2,524	1,669	1,637	1,224	1,938
消耗品費	145	153							2,170	1,136
賃借料									160	173
償却費	906	1,773	962	1,280	1,753	1,812	2,173	2,963	3,616	3,522
支払利息	204	165	281	334	869	1,746	2,473	3,357	2,759	3,019
雑費		42	50	321	239	151	195	229		
当期益金	0	0	△ 50	△ 60	91	91	△ 2,922	92	149	124

注）梶井51ｐ20＜ｐ146 ＞による。

なお、宇佐美報告によれば、昭和47年度・生産組合経営収支（推定）の収入合計24,640千円のうち、 5,500千円は「農外賃労働」となっている（宇佐美47ｐ90)。このことについてはⅣ－２の表24とその説明を参照。

表16　北穂高農業生産組合の収支（昭和48～50年）

単位：千円

	48 年	49 年	50 年
収入	39,469	50,472	59,874
事業収入	28,037	44,111	54,471
農外事業収入	9,378	4,896	3,699
雑収入	2,053	1,465	1,704
支出	39,425	50,252	59,660
人件費	16,906	21,124	28,729
燃料費	1,491	3,176	2,948
修理費	5,067	5,515	6,070
借料	1,016	1,029	2,252
保険料	589	338	
資材費	2,838	4,602	4,532
公租公課	605	1,022	2,295
業務費	2,560	3,292	3,894
退職引当金	773	1,173	
支払利息	3,225	3,209	2,495
償却費	4,357	5,033	6,410
運賃		619	34
税引当金		120	
当期益金	43	220	215

	48 年	49 年	50 年
米収入 { 俵数		2,569	3,142
米収入 { 金額		40,090	49,374
支出		38,928	48,499
機械利用料		11,427	12,045
資材費		4,259	6,544
負担金		269	456
地代		14,735	19,650
人件費		8,319	9,356
予備費		500	447

注）梶井51 p 21＜p 147 ＞による。

○昭和48年度貸借対照表

単位：千円

借方		貸方	
機械施設	45,146	当座貸越金	39,489
建物	3,459	農林漁業資金	5,470
構築物	456	近代化資金借入金	1,760
土地	4,941	出資金	851
棚卸在庫	566	償却積立金	21,147
外部出資	3,492	仮受金	250
預金	8,393	退職積立金	773
未収金	1,955	換地勘定	427
仮払	529	次期繰越金	276
立替金	300		
センター積立金	1,205		
計	70,446	計	70,446

注）伊藤49 p 137 による。

表17　生産組合財務諸表（昭和56～60年）

貸借対照表（毎年度自1月1日至12月31日）　　単位：千円

	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
〔借方〕					
機械施設	72,065	64,824	58,101	60,879	52,715
車輌運搬具	700	700	1,150	1,305	2,805
器具備品	148	148	148	148	318
建物	9,787	9,787	9,787	9,787	10,123
構築物	457	457	457	457	457
土地	8,414	8,414	8,414	8,414	8,414
棚卸在庫	2,159	150	149	149	115
外部出資金	500	500	500	500	500
農協預金	－	5,000	29,952	40,326	32,440
銀行預金	187	1,083	1,494	442	8,284
未収金	1,530	5,639	725	2,144	627
仮払金	270	243	－	－	2,284
貸倒引当金	－	△ 43	－	－	－
小口現金	－	－	－	－	30
センター積立金	4,221	1,188	1,212	1,227	1,227
客土勘定	－	23,881	9,211	1,505	444
小計	100,439	121,971	117,299	127,278	120,782
〔貸方〕					
農協当座借越	543	1,499	－	－	－
長期資金借入金	17,627	38,835	37,798	35,029	22,032
短期資金借入金	3,034	－	－	－	－
出資金	2,610	2,610	2,610	2,695	2,695
出資予約預金	－	－	－	－	1,215
減価償却引当金	58,343	53,139	47,432	49,919	48,265
未払金	－	5,095	3,615	3,353	13,347
仮受金	5	372	460	1,355	714
退職給与積立金	10,025	7,417	7,417	8,901	8,901
農業機械積立金	6,690	6,690	6,690	6,690	6,690
別途積立金	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
納税充当金	211	296	2,247	4,086	923
前期繰越金	△ 456	△ 149	4,518	7,530	13,750
当期利益金	306	4,667	3,012	6,220	1,966
計	100,439	121,971	117,299	127,278	120,782

損 益 計 算 書 （同 前）　　単位：千円

	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
〔損　失〕					
人　件　費	64,806	67,689	69,304	76,524	74,986
燃　料　費	6,489	7,126	6,061	5,755	5,208
修　理　費	5,481	7,622	8,165	13,621	12,508
借　料	891	1,704	476	1,528	1,494
地　代	36,923	42,328	46,238	47,532	44,422
諸税負担金	3,791	5,722	8,496	11,021	14,364
資　材　費	22,444	29,262	22,507	22,670	23,429
業　務　費	6,728	10,572	8,634	8,837	9,941
支払利息	1,904	3,672	3,128	2,153	1,515
償　却　費	4,100	5,302	4,034	4,673	4,915
固定資産圧縮損	2,766	7,170	3,450	287	3,417
固定資産除却損	-	1,515	513	115	147
客土事業費	-	36,206	16,521	9,036	1,062
退給引当金繰入	-	-	-	2,195	-
役員退職金	-	2,000	-	-	-
退　職　金	-	854	-	-	-
法人税等充当額	-	100	2,230	5,000	700
貸倒引当金繰入	-	43	-	-	-
当期益金	306	4,667	3,012	6,220	1,966
計	156,628	233,554	202,770	217,167	200,072
〔収　益〕					
事業収入	30,127	30,136	24,877	23,552	23,376
農外事業収入	2,454	13,606	10,300	7,727	6,250
補助金・奨励金	26,452	69,473	27,250	19,744	16,243
雑　収　入	1,454	2,544	2,083	2,614	2,806
生産物販売収入	96,037	115,078	138,051	162,352	150,232
退給積立金戻入	-	2,608	-	711	-
受取利息	104	109	167	467	608
前期損益修正益	-	-	貸倒引当43 金戻入金	-	557
計	156,628	233,554	202,770	217,167	200,072

注）後藤59ｐ37、朝日61ｐ48～49及び組合資料による。

Ⅲ　生産組合の農業経営

1　農業生産・作付内容と収量、水田転作：昭和58、59年

「59年度をみると稲作が69ha〔自主流通米32＋政府米37＝69〕、転作が30ha（大麦23＋小麦７＝30）である。米の作付品種の変化は〔表19〕にまとめてあるが、面積の拡大とともに作付品種も多くなってきている。また〔表18〕にあるように自主流通米の比重も高まっている。

転作は大麦中心で、一部大豆（３ha）、ソバ（１ha）、小麦（６ha）が作付けられている。この転作については、一般農家の割当て分10ａ１万円受け取って肩替りしているものが含まれ、労力分散の意味もあって転作比重が１／３強となっている。……大麦の単収をみると、58年度は９俵という高収をあげているが、その前の年は 5.7俵と変動が大きい。大豆の単収は３俵ということであるからまだまだの水準である。」（後藤59ｐ32）

「以上の〔作業班編成及び客土事業〕の努力の結果として、組合の稲作単収は……上昇に転じた。つまり、55年までに低下〔52年11俵から、53・54年9俵、55年8俵へ〕していた単収は、55年以降回復に向う〔10俵水準〕なかで、一般農家を追い抜くようになった……」(後藤59ｐ35～36)

なおⅢ－6、単収グラフ。

表18　生産組合の農業生産概要（昭和57、58年）

			作付面積	収量		売上高	
				総数	10a当	総額	10a当
			a　%	俵　%	俵	千円　%	千円
昭和57年度	稲作	自主流通米	963 (16.7)	884 (15.7)	9.18	18,420 (17.8)	191.3
		政府米	4,820 (83.4)	4,729 (84.3)	9.81	85,069 (82.2)	176.5
		計	5,783 (100)	5,613 (100)	9.71	103,489 (100)	179.0
	転作	大麦	2,590	1,468	5.67	12,466	48.1
		小麦	—	—	—	—	—
		計	2,590	1,468	5.67	12,466	48.1
昭和58年度	稲作	自主流通米	2,525 (40.3)	2,290 (37.5)	9.06	46,934 (40.1)	185.9
		政府米	3,742 (59.7)	3,818 (62.5)	10.20	70,068 (59.9)	187.2
		計	6,267 (100)	6,108 (100)	9.75	117,002 (100)	186.7
	転作	大麦	2,138 (72.0)	1,962 (82.3)	9.17	16,792 (78.1)	78.5
		小麦	833 (28.0)	422 (17.7)	5.06	4,714 (21.9)	56.6
		計	2,971 (100)	2,383 (100)	8.02	21,506 (100)	72.4

注）後藤59ｐ32～33による。

「第2の課題は、30ha（うち5haは作業受託）に及ぶ転作の充実である。生産組合の重点はいきおい主部門である稲作に向けられてきた。そのため、大麦作の播種期の遅れによる低収（200～250kg）や夏作の不作付けという問題があった。しかし全受託地の3分の1に近い転作の生産力を高めることなしには経営の発展はあり得ない。先に述べた班体制への移行は、第Ⅰ班を転作作物生産担当とすることによって、適期作業の実現と夏作に大豆を拡大することをもねらいとしたものであった。59年度は、麦作の増収と麦用の普通型コンバインを活用しつつ、大豆を大幅に増反することを計画している。生産組合は、単なる転作対応にとどまらず、田畑輪換を含めた新しい農用地利用方式の形成を展望して、新しいすステップに足をかけつつある。」(中島59ｐ144)

注）中島征夫氏は同稿「おわりに」(ｐ142～)に、生産組合の3つの「課題」を掲げる。本項が第2、第1は後掲「土地改良」、第3が同じく後掲「技術改良」である。なお第1の「課題」に

は、土地改良とあわせ、「単収向上のため」の作業班編成をあげている。

2　作業班編成

「51年からの各オペレーターに5～6haずつ管理を分担する管理作業の方式を、56年に改め、4人1組の班を作り、1班は育苗と転作、2～4班が稲作と大型機械作業という班編成による作業遂行方式に変えている。そして、全体の計画を作ったあとは、班に作業のやり方はまかせるようになっているし、稲作の管理作業も水管理を除いて班の共同作業として実施するようになっている。これによって作業精度と作業能率の向上がはかられたという。なお、班の分担地域は固定しているが、水田の性質もあり単収と作業の精粗とは必ずしも直結しないので、分担地域を固定化していてもトラブルはないという。」（後藤59ｐ33）

「当組合運営の特徴である作業班活動は次の通り。

作業班の編成――稲作1班、稲作2班、稲作3班、転作班の4班で構成されている。各班の班長は班の活動を統括する。〔各班4名構成〕

作業班の受持区域――組合の経営する圃場を3ブロックに分け、各班が1ブロックを受け持ち、毎年ほぼ固定している。転作班は区域を越えて転作物の管理について全面的に責任を持つ。

作業班の仕事――稲作班は水稲品種別作付計画の樹立、植付後の管理（水管理、除草、病害虫防除、追肥、畦畔草刈等）。転作班は転作物の作付計画の樹立、播種後の管理、水稲の育苗管理。班相互の調整は企画会議で行う。

耕起、代かき、田植、収穫調整の各作業は全体で実施する。機械作業に合わせて品種別作付面積及び品種配置がされているので、決められた作業順序によって遂行する。」（朝日61ｐ43）

「生産組合が管理する農地は4か所に集団化されている。これを作業班の数と同じ3ブロックに分けている。各班は班相互の整合性を持たせながら機械作業に合わせて品種を配置する。

〔作業班作業模式図〕

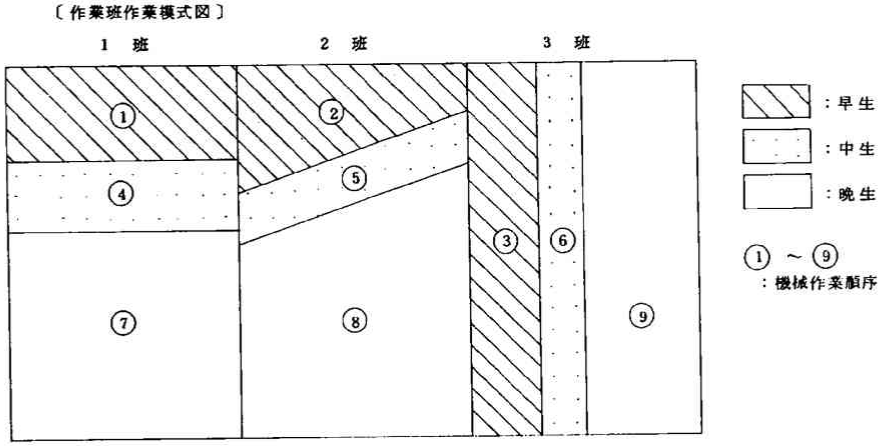

作業の順序は1班の①地区、続いて2班の②地区、3班の③地区、最後の作業は3班の⑨地区となる。品種の配置は作業順に早生、中生、晩生と組み合わせ、作業体系の合理化を図っている。」（朝日61ｐ43～44）

3　稲作品種構成と作業計画・技術改良

「機械の効率的利用と良質米生産のため早・中・晩生の主要品種構成は、コシヒカリ13.7%、フクホナミ19.7%、アキユタカ 6.5%等である。」（朝日61ｐ44）

表19　昭和60年度・稲作品種別作付構成と10ａ当たり収量　　単位：ha（kg）

	早生種	中生種	晩生種	計
機械植	アキユタカ 6.5 (630) 美山錦 3.1 アキヒカリ 2.0 みすずもち 7.4 (556) 計 19.0	トドロキワセ 2.8 ながのほまれ 4.3(656) しなのこがね 1.0 しなのおきがけ0.2 計 8.3	コシヒカリ 13.7 (589) 北陸 112号 7.5 (559) フクホナミ 19.7 (608) 計 49.9	68.2 （うるち 平均 607）
湛水直播	アキユタカ 1.2 アキヒカリ 0.9 シラカバ錦 0.7 計 2.8			2.8

注）昭和61年度朝日農業賞推せん調査書による。

なお、後藤報告に昭和51～59年の年次別品種別作付面積がある。2年次のみ下記のとおり。

昭和52年度――トドロキ早生22.8、たがね錦 7.9、アキヒカリ 8.5、しなのこがね 4.3、モチ 6.0 、中部13号 7.2、計57.1ha。

昭和57年度――トドロキ早生 9.2、アキヒカリ 5.9、コシヒカリ 4.5、フクホナミ 6.3、しなのこがね 2.3、モチ 2.8、アキユタカ 5.7、北陸 112号21.1、計57.8ha。（後藤59ｐ34）

品種の組合わせと作業計画

「北穂高地区は高瀬川に沿って南北に伸びた地域で、一般に南のほうが作期が早い。品種の組合わせによって、〔約 100haにつき〕田植期間約20日、刈取期間約1か月をとることができる。組合は、品種別作付計画を立てて、経営受託地のみでなく、全機械作業受託地についても、組合の作付計画を委託者に了承してもらう。この了承は得られるという。」（中安53ｐ236 ）

表20　昭和53年、穂高町農業生産組合、育苗・田植計画

	面積	播　種	トンネル管　理	開閉管理	全開管理	苗搬出田植え	刈取順位
	ha						
みすずもち	8.2	4月10,11,12日	4月19日迄	4月20日～4月27日	4月28日～5月4日	5月5日～5月6日	⑤
中　部　13	5.9	4月13,14日	4月21日迄	4月22日～4月28日	4月29日～5月6日	5月7日	
越　南　118	0.9	4月15日	4月22日迄	4月23日～4月29日	4月30日～5月7日	5月8日	
トドロキ早生	27.5	4月16～21日	4月24日迄	4月25日～5月1日	5月2日～5月8日	5月8日～5月14日	①
コシヒカリ	1.2	4月15日	4月22日迄	4月23日～4月29日	4月30日～5月8日	5月9日	
しなのこがね	8.7	4月22,23日	4月29日迄	4月30日～5月6日	5月7日～5月14日	5月15日～5月16日	③
たかね錦	21.8	4月24～28日	5月2日迄	5月3日～5月9日	5月10日～5月16日	5月17日～5月21日	②
アキヒカリ	11.4	4月29，30日	5月7日迄	5月8日～5月14日	5月15日～5月21日	5月21日～5月23日	④
直播アキヒカリ	1.0	4月20日					④
ヤマテニシキ	4.8	5月1日	5月7日迄	5月8日～5月14日	5月15日～5月21日	5月24日	⑥
計	91.4						

注）中安53ｐ236 による。
1．穂高町生産組合資料
2．播種プラント、男子常雇２人、女子常雇２人、ほかに臨時。

技術改良

「第３は、稲作の一層のコスト低減と作期幅の拡大である。作付規模の大きい組合の稲作は、生産費の僅かな節減が，収益の増大に大きく影響する。また、今後さらに増えるであろう借地を現有職員でこなしていくためには、現在の14品種を組み合わせた20日におよぶ長期の田植え期間を設定しても対応能力に限界がきている。 150メートルのコンベアベルトによる独創的な省力的育苗システムを採用するなどこれまでも技術改善に努めてきたが、昭和58年からは、湛水土壌中直播の実験団地を設け、コスト低減と作業幅の拡大をめざしている。この成否は、生産組合の展開を大きく左右するものと考えられる。そして、構改事業の成立と生産組合の展開を担ってきた50歳代の人々の経験の蓄積が、新しく常勤として迎え入れるべき人に引き継がれていくことが期待される。」（中島59ｐ145 ）

4　機械作業

「春の作業は、〔表21〕に示したように、トラクターに乗る９人のオペレーターと、播種プラントに就く男女２人ずつの人々との分業で始まる。代かきに３日ずつ遅れて田植えが行われるから、田植期間の大部分は、代かきと並行して進められる。だから播種プラントに就いていた２人の男子が田植作業を行うが、それだけでは間に合わないので、臨時の男子を雇用して、常時７台ぐらいの田植機が動

く。それに対して、苗運搬のトラック３台が動くが、これも臨時である。

秋作業についても、コンバインによる刈取りとライスセンターまでの運搬のために、コンバインとトラックのセットが４セット８人と、ライスセンターの運転３人、農協への米の搬出５人、少なくとも計16人が同時に働いている。やはり臨時が雇用される。」（中安53ｐ237 ～238 ）

表21　穂高町農業生産組合、機械作業

	水稲					ムギ→ソバ	
施　肥	3月	トラクター大型		9台	9人（常雇）	ムギ追肥	3月下旬
耕　起	4月1日～30日	同		9台	9人（同）	除草剤	3月下旬
代かき	5月始～20日	同		9台	9人（同）		
田植え	5月5日～24日	田植機	4条（常時7台）	9台	10人（うち臨時8人、常雇2人）		
		トラック	中型	3台	3人（臨時）		
補　植	田植後10日以内				臨時女子		
除草剤	田植後10日	第1回	背負式	9台	9人（常雇）	ムギ刈取	7月10日頃
	同　24日	第2回	ミスト				
	適　宜	第3回	機				
防　除	8月上旬	第1回	スピー	3台	15人　1台当たり	ソバ耕起	
	8月中旬	第2回	ドスプ		（常雇　2人）	整地	8月10日
	8月下旬	第3回	レヤー		（臨時　3人）	播種	頃
刈　取	9月25～10月25	コンバイン	普通	3台	4人（常雇8人、交替）	ムギ播種	10月10日頃～17日
			自脱	1台			
		トラック		4台	4人		
乾燥調整	同	ライスセンター			3人（常雇）	ソバ刈取	10月下旬
		トラック（農協へ）		5台	5人（臨時）		
秋　耕	11月下旬～23月上旬	トラクター		9台	9人		

注）中安53ｐ238 による。対象時期は表20とおなじと思われる。

1．穂高町農業生産組合資料

「〔機械作業の〕ポイントは、工程毎に能力の異なった機械をどんなふうに組合わせればよいかという点と、コンバインをむだなく、できるだけ長期間使うのにはどうしたらよいかという点にあるようだ。普通型コンバインで、１日80アールから 1.5ヘクタールぐらい刈っている。30アール区画４枚がなるべくまとまっており、朝10時から夕方５時半まで刈ることのできる時間はなるべく移動しないようにすることが大切である。また、南北に長い地域を品種の組合わせで刈取期間を伸ばしていく。作業受託の場合も、刈った時に水分と刈取量を記録して、品種毎のプール乾燥にする。このようなコンバインの能率を維持するためには、 100ヘクタール程度の規模が必要である。

トラクター、スピードスプレーヤー、コンバインなどの圃場を走る機械と、播種プラント、ライス

・センターの扱いは、オペレーター経験の蓄積と技術を大事にしなければならないので、常雇いの職員12～13人が基幹労働力として必要となる。」（中安53ｐ239 ～240 ）

「稲作の日常管理を各オペレーターが５～６ヘクタールずつ責任分担制で管理するようにした。しかし、ここで受託組織を分割して、小数のオペレーターグループによる受託経営方式に切り換えることには否定的である。コンバイン作業に象徴される機械作業の能率が優先されるからである。」（中安53ｐ240 ）

「なお、田植機運転を初めとする男子の臨時雇いについてふれておけば、50～62、63歳の人々であるという。個別の農業経営をやっている人や、農協や会社を定年退職して50アール程度農業をやっている人などである。」（中安53ｐ242 ）

5　稲作技術水準・生産性

表22　稲作の生産性

（１）10ａ当たり労働時間（60年）

（単位　時間）

	生産組合	長野県
		5ha以上
苗代一切	5.5	6.5
本田耕起及び本田整地	1.4	3.0
田植	1.0	5.3
除草	1.0	3.2
かん排水管理	5.0	4.8
稲刈及び脱穀	3.5	3.8
その他	0	5.5
計	18.4	32.1

（２）10ａ当たり収量（単位　kg）

	57年	58年	59年	60年	61年（予定）
生産組合（A）	582	584	639	592	600
県（B）	461	532	585	585	
A／B	126	110	109	101	

（３）10ａ当たりコスト（単位　円）

	生産組合	長野県
		5ha以上
種苗費	2,000	1,852
肥料費	13,000	10,089
農業薬剤費	13,600	6,237
光熱動力費	1,000	4,611
その他諸材料費	500	1,833
水利費	1,000	6,710
賃借料		2,567

	生産組合	長野県
		5ha以上
建物及び土地改良費	5,000	6,251
農機具費	15,000	30,752
労働費	27,400	33,767
費用計	78,500	104,642
資本利子	500	6,050
地代	50,000	34,137
合計	129,000	140,000

（4）農業機械の効率利用（単位　台）

	トラクター		田植機		バインダー		コンバイン		乾燥機	
	100戸当	1ha当	100戸当	1ha当	100戸当	1ha当	100戸当	1ha当	100戸当	1ha当
生産組合	8.6	0.09	6.7	0.07			4.8	0.05		
穂高町	33.6	1.79	49.6	0.82	44.5	0.73	25.1	0.41	22.9	2.6
長野県	91.5	0.86	19.0	0.92		1.39	4.8	0.21	5.1	
全国	86.5	0.56	33.8	0.71		0.69	17.2	0.36	31.7	

注）朝日61ｐ44～45による。

6　土地改良

「第1は、〔別図〕にみるように、単収は 500kg以上の水準にはあるが低下傾向にあり、また一般農家より低い水準しか実現できなかった……。これに対して組合は、生わらの全量すき込みと秋耕を毎年行っているほか、土壌の老化対策として56～58年にかけて客土事業を実施した。すべての借地に生産組合の負担で10アール当たり4万 1,000円の土地改良投資を行ったのである。この効果は、56年以降の冷害年における単収の向上、地域の単収との逆格差の形成に反映され、一般農地における客土事業の導入を誘発している。この事業は、生産組合の冬期の請負事業として推進されているが、浅層の砂壌土である当地区の土壌改良は、引き続く重要なテーマである。」（中島59ｐ142 ～143 ）

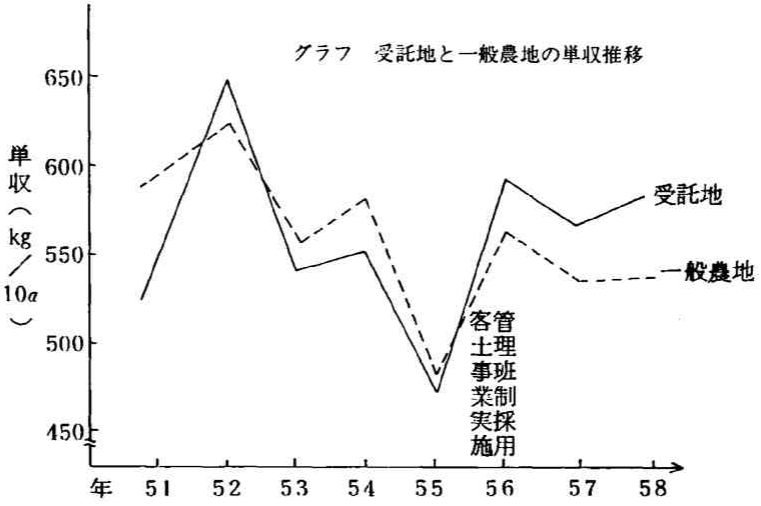

注）中島59p144による。
1．生産組合ライセンスセンター実績による。

「組合の主導で、56年から59年にかけて北穂高地区で客土が行われている。10ａ当たり25㎥の客土で（厚さ2.5cm）、事業費が105,000円（うち補助60％）であるが、経営受託地について組合の経費負担で実施したのである。この客土の効果は10年、最大効果は5年ということである。」（後藤59ｐ33～35）

Ⅳ　オペレーターの存在形態

1　オペレーターの存在形態Ⅰ・経過概要：昭和37～59年

「37年の機械利用組合時代は、オペレーターは日給制で15～６人であった。その後オペレーターは年間雇用となり、46年は５人、47年には〔表23〕にあるように、オペレーター８人と、この他に常勤職員が２人雇用されている。８人のオペレーターの平均年齢は43歳、農家の後継ぎが多い。当時の給与は、基本給３万円＋日給 1,100円×労働日数で計算され、これを年間平均して月５万円、ボーナス３ヶ月（年２回）として払っていたという（年額90万円)。労働時間は午前８時から午後５時で、国民健康保険と農業者年金へは加入していたが、退職金制度は未確立であった。51年にはオペレーターは９人に増え、給与も完全な月給制で、月15万円、ボーナス年６ヶ月、合計 270万円と、ほぼ同年齢の農協職員並みの水準になったという。

その後オペレーターは、増え、57年には15人（男子12人＋女子３人）となっている。事務職員が２人（男女各１人）いるから合計17人の常勤者を擁するまでになっている。この他に臨時雇用が57年でのべ 158名ある。その後退職金制度もでき、……給与は、平均、男子で月25万円、ボーナス年 3.2ヶ月、女子は月給20～17.5万円、ボーナス 3.2ヶ月という水準だという。……男子のオペレーターは〔年〕 400万円の水準にある。」（後藤59ｐ12～17）

「……穂高町農業生産組合は、オペレーターの共同経営による受託組織ではない。オペレーターは年間17か月分の月給を地域のサラリーマンに劣らない水準で支払われる雇用労働者である。……ただし、いうまでもなくオペレーターは、自身が農地を所有する組合員として組合に参加する限り、ほかの委託者と同じ資格で経営者である。」（中安53ｐ242 ～244 ）

「稲作をめぐる環境が厳しくなっているなかで、生産組合が今後とも経営基盤を確立し、発展していくためにはまずもって稲作りの技術向上が不可欠である。組合は、57年からオペレーター２名を県農試へ短期入学させ始めている。」（後藤59ｐ36）

2　オペレーターの存在形態Ⅱ・昭和47年

「事務局長および常傭オペレーターは、かつての農協青年部の中心メンバーが多く、機械利用組合時代以来のベテランで、まさに機械化一貫作業体系を作りあげてきた人々である。」（利谷47ｐ87）

「……オペレーターの待遇は決して良いとは言えない。そこには生産組合の事業がほとんど稲作に限られ、年間を通じての農業就業が可能でないところに一つの原因がある。しかも年間雇傭の態勢をとらなければ、オペレーターが確保できないという事情が存在する。したがって、現在生産組合は、農閑期の土木事業の作業請負にも着手しているが、今のところ財源調達手段として、間に合うところまではとても行っていない。

このような状況にもかかわらず、この人々がオペレーターとして止まってるのは、北穂高農業の担い手としての自覚とともに、その自家農業との関係がある。〔表23〕にみるように、オペレーターの経営も、他の経営と同様それほど労働力が多いわけではない。したがって、その作業の中で、自家農業をこなしてしまうことは、自分の経営にとっても好都合である。そしてオペレーター賃金は、一種の

規模拡大の意味をもっている。そして上層農家にとっては、あとつぎ確保の手段でもなり立ったわけである。

問題はオペレーターの後継者の確保である。オペレーター自身が語るように、オペレーターになってもよいという人は全くないという。」（利谷47ｐ87～88）

表23　オペレーターとその自家経営（昭和47年）

	年齢	経営面積	経営内の立場	農業従事者数 総数	基幹労働力	高度労働力
		a				
1	41	262	あとつぎ	3	2	2
2	47	230	〃	5	1	2
3	39	226	〃	5	3	2
4	40	136	〃	4	2	2
5	38	130	〃	3	2	1
6	42	114	経営主	3	2	1
7	50	32	〃	2	2	2
8	46	40	〃	2	2	1

注）利谷47ｐ88による。
1．農業従事者の中には臨時的なものは含まない。
2．基幹労働力には男女とも70歳以上の者を含まない。
3．高度労働力とは、18歳以上で男60歳、女55歳以下の農業専従者でこれにはオペレーター自身を含んでいる。

「面接調査では、全員が生産組合ができて良かったと答え、また、将来も兼業化が進行するので生産組合の仕事はふえて発展すると言ったものも多かったが、現在のオペレーターの年齢の高いことを指摘して、そのあとつぎの養成の希望をした人が28人中10人いたことは注目されねばならない。その中、兼業の順調な人には、請負料金の上昇も、オペレーターの確保のためにはやむをえないという意見がみられた。」（利谷47ｐ88～89）

〔表15に注記したように、昭和47年・生産組合経営収支の部に農外賃労働 550万円が計上されている〕「この農外賃労働収入とは、こうしたオペレーターの人たちが、農閑期に、土木事業や水道工事に従事して得た収入である。ここに、農閑期の３月に、オペレーターがどのような仕事に従事したかを示すデータがある。……

５月には、北アルプスの山小屋を雪から掘りおこす作業までしたという。こうした仕事の累積が、550万円という収入をもたらし、この生産組合の経営を支える重要な条件となっていることは心して銘記されねばならないであろう。」（宇佐美47ｐ90～91）

表24　オペレーターの冬季就業先（昭和47年３月）

	雇用先及び仕事の内容										合　計
	大丸組		松沢組	礫石開発	役　場		個　別　農　家				
	基盤整備	水道工事	ブル移動	?	排水工事	危険物片づけ	桑こき	耕耘	排水さらい	漬物運搬	
A	7	12	-	-	3	-	-	1	-	-	23
B	-	7	3	-	-	1	3	-	1	-	15
C	6	3	-	1	-	1	-	1	1	1	14
D	-	11	1	-	1	-	-	1	-	-	14
E	7	8	-	1	3	-	-	-	-	1	20
F	6	10	-	-	3	-	-	-	-	-	19
G	4	14	-	-	1	-	-	-	-	-	19
H	6	6	-	1	-	-	1	3	1	-	18
計	36	71	4	3	11	2	4	6	3	2	142

注）宇佐美47ｐ91による。
1．「生産組合作業日誌」より集計。
2．数字は出役日数である。

3　オペレーターの存在形態Ⅲ・昭和49年

「地域の上層農家の比較的若い主人＝昭和一ケタ生まれ、もしくはあとつぎ層がオペレーターである……。このオペレーターたちのほとんどが農業高校卒業者で占められ……上層農家のあとつぎ層として、農業の専門教育をうけたプロフェッショナルとして、そしてはげしい兼業化の波をくぐりぬけながら、地域の農業を守り通してきた担い手として、このオペレーターたちは位置づけられる。」（伊藤49ｐ132 ）→表25

「……組合の経営は……オペレーターの常雇化をはかった1971年〔昭和46年〕以降もきわめて苦しい財務状況を続けていた。……オペレーターの冬場あるいは夏場の農閑期における仕事……これらのいわば農業外収入は組合運営上重要な一種の裏金だったのである。

〔傾向的な財政困難〕「にもかかわらず、オペレーターに対しては一定の賃金を保障していかなければならない。役場あるいは農協の給与ベースを基準とし、たとえば1974年〔昭和49年〕には月に10万円の固定給と年間６カ月のボーナスを支払っていた。ほぼ同年齢の農協の課長クラスが12万円の月給と５カ月分のボーナスを支給されているというのが、その賃金水準決定の根拠であった。」（伊藤49ｐ135 ～136 ）

表25　オペレーターの構成（昭和49年）

	生年月日	学　歴	前職	耕作面積	採用年度
6	大正13年4月	高小卒	農業	130	昭和47年
1	〃14年3月	高小卒	土工	60	〃46
2	昭和5年10月	農高卒	農業	100	〃46
3	7年11月	農高卒	農業	255	〃46
7	8年1月	農高卒	農業	190	〃47
8	8年2月	農高卒	農業	110	〃47
4	9年9月	農高卒	土工	120	〃46
5	14年5月	農高卒	農業	180	〃46
9	24年6月	農高卒	土工	150	〃47

注）伊藤49ｐ131 による。

「1974年〔昭和49年〕の秋はまた日本経済の底知れない不況が進行していた時でもあった。そのために、堤防工事や水路工事といったそれまでのオペレーターたちの農閑期の仕事がピタリとなくなった。役場も土建会社も仕事の発注を差し控えたのである。けれども組合はこれをあらたな技術養成の好機としてうけとめた。〝オペレーターは単なる運転技術者であってはならない。栽培技術から農業構造論まで通暁しているプロフェッショナルでなければならない〟という考えから、各地の試験場への研修派遣や、講師を招いての研究会のために1975年の春が利用されるという。

オペレーターの意欲をいっそう活発にする対策としては、1974年〔昭和49年〕でも6人のオペレーターに対し、1人5haの担当田を割当てて、その施肥設計や水管理を一任していた。これで増収すればなにがしかのメリット配分を行なうというシステムである。」（伊藤49ｐ138 ）

4　オペレーターの存在形態Ⅳ・昭和51年：自己経営からの分離

「50年委託者から5戸が脱落し、かわって22戸が新たに利用権を設定したということであるが、この新たな利用権設定者のうち75ａ以上設定者のほとんどが農業生産組合のオペレーターであることを注意しておくべきであろう。オペレーターは、これまでは自己経営地の耕作は、機械作業は無論、組合に委託はしたが自分で肥培管理をしていた。51年、利用権設定を一般組合員に呼びかけるに際し、各オペレーターとも全面積に利用権を設定することにしたのである。機械作業は、作業委託地も経営受託地も一緒にして作業計画にしたがって作業をやる。肥培管理は、経営受託地については、一応の組合の基準のもとにオペレーターに責任管理地を割当ててやらせていた。だから、50年まではオペレーターは組合の経営受託地中の自分の持分と、自己経営地の両方の肥培管理をしていたが、〝自分の田では10俵とっているのに、管理地については8俵しかとらぬものがいる〟という状況だった。オ

ペレーターの所有地にも利用権を設定したのは、利用権設定を生産組合関係者が率先してやるという意味もあったが、より以上に、この事態への対応も兼ねている。

51年からは、オペレーターは、ほぼ5～6haぐらいづつの管理責任地を割当てられているのであるが、その管理責任地はオペレーターの所有地とは無関係に設定されている。自分の田、他人の田という意識をもたず、管理責任地での収量向上に意欲をもってもらうためである。」（梶井51ｐ25～26＜ｐ151 ～152 ＞）→表26

表26　北穂高地区51年利用権設定農家と50年経営委託農家の相関、そのなかにおける組合幹部及びオペレーターの位置

		51年利用権設定面積									
		0	10a未満	10～30	30～50	50～75	75a～1ha	1～1.5	1.5～2	2ha以上	計
50年経営委託面積	0			6	4	6 (1)	5 (4)		1 (1)		22
	10a未満		7								7
	10 ～ 30	3		26 (2)	1	1					31
	30 ～ 50				9	2		1			12
	50 ～ 75	2			1	9	* 1 (1)	1		** 1 (1)	15
	75a～1ha						4				4
	1～1.5							9			9
	1.5～2										
	2ha以上									1	1
	計	5	7	32	15	18	10	11	1	2	101

注）梶井51ｐ26＜ｐ152 ＞による。
1．（ ）はオペレーター、＊ 組合長、＊＊組合会計担当、元オペレーター

5　オペレーターの存在形態Ⅴ・昭和59年

「……注目すべきことは、生産組合自身のなかに、オペレーター等15名と事務職員2名の専従農業者を育ててきたことである。オペレーター等の15名の概況を〔表27〕にみよう。まず、水田面積は平均 122アールで地区平均より大きいが、最大規模のNo.4でも 250アールであり、また 100アール以下の従業員が8名と過半を占めていることに気づく。つまり、稲単作では自立が困難な経営規模にある15名のメンバーは、地域の農地を集積した生産組合を媒介として生産規模の拡大（作業受託を含め8ha）を実現したのである。生産組合は、中小規模の農家層にも農業的自立の条件を与え、農業専従者を形成してきたといってよい。もっとも、彼らは生産組合の被雇用者であり、ほぼ役場職員基準の賃

金と年間数カ月のボーナスを給与され、社会保険と日曜休日、冬期間はさらに土曜半休を保障されている労働者である。農業専従の中味は、自家農業を行いながら、農企業への兼業に従事しているということになっている。しかし、もちろん単なる兼業の場として生産組合が考えられているわけではない。重要なことは、生産組合の理事4名が常勤職員のうちから選任され、組合事業の企画・管理を担い、そのことが同時に地域農業の再生産を先導していっている事実である。彼らは、農業専従者となることによって個々の経営の担い手であると同時に、地域農業の経営主体となっているのである。

また、オペレーターの家族労働力26名のうち家事労働に従事する4名以外は、常勤またはパートタイマーの形で農外就業を行い、一般の委託農家と同様に、農外所得拡大を可能にしている。さらにオペレーター等の所属する集落は、北穂高地区を構成する島新田、青木花見(あおきはなみ)および狐島の三集落を中心としているが、隣接の有明地区からも2名が参加しており、地区を越えた担い手形成が行われていること等に注目しておきたい。」(中島59 p 133 ～134)

表27　オペレーターの構成（昭和59年）

栽培管理班	オペレーター等番号	年齢	水田面積(a)	組合委託面積		家族の就業状況			採用年	所属集落	役職等
				委託地	全作業	妻・夫	あとつぎ	あとつぎ妻	(期)		
I	1	54	90	60	30	パート	常勤	パート	47	島新田	副組合長
	2	51	120	50	70	常勤	常勤	—	58	〃	
	3	54	50	50	-	家事	常勤	家事	52	〃	班長
II	4	52	250	65	185	パート	常勤	—	47	狐島	班長・理事
	5	50	200	-	200	常勤	常務	—	50	有明地区	
	6	34	130	105	25	常勤	—	—	50	狐島	
	⑦	55	40	-	40	常勤	常勤	家事	53	島新田	
III	8	50	125	95	30	常勤	常勤	常勤	47	狐島	調製班長
	9	51	200	70	130	家事	—	—	48	〃	班長・理事
	10	38	90	80	10	自営	—	—	52	〃	
	⑪	44	60	60	-	常勤	—	—	51	〃	
IV	12	44	240	-	240	家事	—	—	47		班長
	13	58	50	-	50	パート	常勤	—	47		
	14	62	100	50	50	パート	常勤	—	48		乾燥調製
	⑮	46	80	50	30	—	—	—	51		

注）中島59 p 134 による。

1．聞き取りによる。

2．オペレーター等番号の○印は女子である。機械操作は行っていない。

3．生産組合が雇用する職員は、このほか事務職男子1名（理事）、女子1名がいる。

4．管理班の分担は、I班が稲育苗、転作物および稲 4.8ha、II～IV班は、大型機械操作のほか稲を各々、20.3ha，19.4ha，20.3haとなっている。

後継者問題

「組合の今後にとって第一の問題はオペレーターの老齢化にともなうその後継オペレーター達の確保の問題であろう。現在のオペレーターは男子についてみると〔表27〕にあるように、60歳代1名、

50歳代８名、40歳代１名、30歳代２名と、50歳代が中心だからである。30歳代の２名についてみると〔夫々特別の事情があって〕……若い人のオペレーターとしての就業は必ずしも今後のオペレーター確保という点からみて一般性を持つものではないように思われる。

最も可能性の高い、現在のオペレーターの家の後継者達は全員他産業への常勤者であり、今の所それを止め組合のオペレーターになるという動きは見られない。若いオペレーターの確保は組合でも問題にされながら名案のないまま、一応決められた55歳定年を過ぎても働けるために問題が顕在化しないまま現在にいたっている……」（後藤59ｐ38～39）

「オペレーター農家の子弟がオペレーターとして育ってくるという点で、それを困難にしている面がある……〔組合の作業等は〕オペレーター農家とは切り離され……オペレーターの家族が動員されることはない。……

また、オペレーター農家の耕地が先の〔表27〕にあるように、経営委託ないしは全作業委託されていることも――これはオペレーター農家の自作田の単収の方が、組合の受託田の単収よりも高い状況にあったため、51年頃、それらの水田を組合に預けるように指導したことの結果でもある――後継者を農業従事から全く切り離すことになり、ひいては後継者のなかでのオペレーター確保を困難にしているように思われた。」（後藤59ｐ40）

「兼業の深化がこのような〔生産組合〕組織を必要としてきたのであるが、また、このことは逆に、このような組織の存在が、一層兼業化を押し進めることにもなった。事実、オペレーターを除くと、北穂高地区の農業専従者は30歳代で２人、40歳代で２人という状況になっているという。これはまた組合のオペレーター後継者確保をも困難にしているのであり、自立的な専業農家が育たない状況でオペレーターの後継者が育つのかという問題を提起しているように思われる。」（後藤59ｐ44）

Ⅴ　受託料金

1　受委託の区分

〔多くの用語が用いられているが、その内容は下記のとおりである。各報告による。〕

部分請負・部分受委託：各作業ごとの請負又は受委託。全面請負又は全面受委託の作業過程が一つでも欠けるとこれになる。（「部分」を「一部」と称することもある。）

全面請負・全面受委託：耕起、代かき、防除２回（薬は組合もち）、コンバインによる収穫と運搬、ライスセンターにおける乾燥調整まで全作業を請負う。農家は、水の管理と肥料まきと除草（薬は農家もち）を担当する。

経営受委託・完全受委託（利谷47報告では、上記「全面請負」に対し「全面受託」と称する）：水田の経営を全面的に委託するもの。水田の賃貸借関係であり、委託農家には地代が支払われる。

「……経営委託するか、全機械作業委託をするか、部分作業委託をするか、委託をしないかは、各農地所有者の自由意志である。受託地を地図に落とせば、組合の受託地と個人経営地とはまだらに入り組んでいる。しかしここでは、組合が規模を拡大しようとすればするほど、耕地の分散度が激しくなる、という状態ではない。地区の水田の約四割が、組合の一貫機械作業体系の下にあるのであ

る。……なお、まだらであるとはいえ、大型機械がかなり能率よく動けるほどには農地がまとまってきたのである。」（中安53ｐ235 ～236）

2　作業受託料金

「農協と密接に関係した組織として出発した経緯もあり、作業料金や借地料も、受益者の利益に重きが置かれて決められてきた。例えば作業受託料金も、町の基準料金よりも５～６年前までは低かったのである。50年に穂高町生産組合となり、対象地域を形式的には町全域に広げたこともあり、町の指導を受けその後町の基準にそろえるようになったのである。具体的にみると、50年から52年にかけ例えばトラクター作業の受託料金は、 8,700円から13,800円と 5,100円引上げられ、田植作業料金（苗代を含む）は、11,000円から16,200円に 5,200円引上げられている。その後、再度54年から55年にかけ大幅な値上げが行われている。」（後藤59ｐ40～41）

表28　生産組合の受託作業ほ料金（昭和45～49年・10ａ当たり）

単位：円

		トラクター	田植え	防除	コンバイン	ライス・センター	運搬	計
部分受託	昭和45年	4,200	4,800	1,100	4,200	4,000	500	18,800
	46	4,300	5,800	1,300	4,300	4,300	800	20,800
	47	4,800	6,800	1,400	4,800	4,800	1,000	23,600
	48	5,300	8,500	700	5,300	5,300	1,200	26,300
	49	8,400	10,200	2,240	17,600		1,425	39,865
全面受託	昭和45年	4,000	4,500	1,000	4,000	4,000	500	18,000
	46	4,000	5,500	1,200	4,000	4,000	800	19,500
	47	4,500	6,800	1,300	4,500	4,500	1,000	22,600
	48	5,000	8,500	1,300	5,000	5,000	1,000	25,800
	49	7,800	9,600	2,160	16,500		1,254	37,344
地区外	昭和47年	5,300	7,500	1,500	5,300	5,300	1,000	25,900
	48	5,500	9,000	800	5,500	5,500	1,200	27,500
	49	9,300	11,100	2,540	19,380		1,710	44,030

注）伊藤49ｐ132 による。
田植えは苗代こみ、防除は薬代こみ。また年の防除は２回分の計算

3　作業料金と地代との関係

「……賃作業料金は、個別経営が行なった場合に比してかなり低く、逆に完全委託の場合の地代はきわめて高い。つまり個別農家にとっては有利でありながら、生産組合にとってはかなり苦しい数字である。」（宇佐美47ｐ89）

「……４万5,000 円という地代水準は、種子代、農薬等の組合負担分と、〔表28〕で示すところの全面作業受託料金を平年作収量から差し引いた水準であり、収益的に何のメリットももたらさないもの

であった。そして減収分だけ赤字になるというものだったが、しかし、一定水準の地代を支払うならば農地の提供者があるという事実が、組合のあたらしいゆきかたを示唆したのであった。」（伊藤49ｐ133）

「委託者は、委託の作業料金をあげてほしくはないけれども、組合が倒産するような形になってもらっては困るとの意見を持っており、地代もほどほどにということで納得が得られるとのことである。なお、現在の受託料金と地代は〔表29〕のとおりである。委託者にとって、全作業委託と経営委託との違いは、管理労働費２万5000円が委託者の所得になるか、組合に帰属するかの違いである。」（中安53ｐ244）

表29　生産組合の受託料金（昭和53年）

単位：円

稲作作業料金	坪当たり			10ａ当たり		
	全作業受託	一部作業受託	地区外	全作業受託	一部作業受託	地区外
耕起，代かき	43	46	48	12,900	13,800	14,400
田植え	52	54	58	15,600	16,200	17,400
防除	3.30	3.90	4.50	9,900	11,700	13,500
コンバイン，ライスセンター（560kg／10ａ）	55.00	58.00	60.00	16,500	17,400	18,000
計				54,900	59,100	63,300
10ａ当たり機械利用作業以外の経費 人件費（機械外管理労働）			25,000円	○受託の場合の地代		
肥料			10,000円	60,000円 構改のまとまった地区		
除草剤			5,000円	53,000円 その他の構改地区		
負担金（ｵｳｲ病２回共済）			5,000円	夫々の粗収益		
その他			5,000円	160,000円（10俵）		
計			50,000円	148,800円（9.3 俵）		

注）中安53ｐ234 による。

表30　生産組合の借地料と農作業料金（昭和58年）

	対象区分		金　額	面　積	備　　考
借地料	整備田	集団化田	千円／10ａ 60.0	ha 13.8	組合結成当初分（59年度から廃止）
		一　般　田	53.0	50.7	
	未　整　備　田		40.0	28.5	北穂高地区内外
作業料金	全　面　受　託		80.4	14.5	農薬費を除く。未整備田除外
	耕起・代かき	整　備　田	16.2	25.5	
		未整備田	16.8		
		整　備　田	23.4	10.9	種苗費 850円×20c/s を含む
		未整備田	24.0		
	防　　除		2.0	21.0	農薬費を除く
	刈り取り	整　備　田	18.0	7.1	
		未整備田	18.3		
	乾燥・調製		35円／kg	7.1ha分	

注）中島59ｐ143 による。
　　聞き取りによる。

表31　生産組合の支払地代、請負作業の作業料金（昭和60年・10ａ当たり）

単位：円

経営受託	全面請負	部分請負					
		耕　起	代かき	田　植	防　除	コンバイン	ライスセンター
地代支払 53,000	受取料金 75,000	全面請負　15,900 一部請負　16,500 同上地区外　17,400		全面 23,400 一部 24,000 地区外 24,600	全面 1,650 一部 1,950 地区外 1,950	全面 17,400 一部 18,000 地区外 18,300	一律 kg当たり35

注）朝日61ｐ43による。

Ⅵ 地 代 水 準

1 地代水準Ⅰ・経過概況：昭和46～59年

「農協と密接に関係した組織として出発した経緯もあり、作業料金や借地料も、受益者の利益に重きが置かれて決められてきた。……

借地料の変化をみると、当初は集団地区（ヘリコプターによる直播を実施するため、まとまった受託田が必要であったため、高い借地料で借り受けた所）が、平年作を前提とし、組合に全機械作業を委託した場合に残る10ａ当たり所得相当額として45,000円、その他の北穂高地区内の基盤整備完了地区が休耕奨励金相当額として38,000円と決められていた……。しかし、49年に米価の引上げがあったため、……後から 5,000円の追加払いを行い、この水準がその後もずっと続いているのである。これまでは受託地を拡大するという点に重点を置いて考えてきたため借地料に手をつけずに来たのである。しかし、先に触れたように、経営体として自立していく上でも地代水準に手をつけ適正なものにしていかざるをえなくなっている。他方で町としても町全体の委託要求に穂高町生産組合一つのみでは対応しえないので、その他の組合の育成にとりくんでいるが、その点からも大きな影響力を持つ穂高町生産組合の借地料を標準小作料（10ａ31,500円）を基準としたものにする必要があるのである。そのため、59年度から借地料を引下げる方向での話し合いが持たれ、引下げの方向に一歩踏み出し始めたところである。具体的には、まず59年からの一般地区の新規分については、標準小作料の30％増しとして40,000円の借地料（53,000円に比べ13,000円引下げ）にすること、集団地区という規定を廃止し、一般地区と同額にすることの２点である。」（後藤59ｐ40～42）

表32 借地料（10ａ当たり）の変化

	基盤整備完了地区			未整備地区		備 考
	集団地区	一般地区	北穂高地区外			
	円	円	円			
昭和48年	45,000	38,000	28,000	－	－	－
49	↓	↓	－	20,000	－	畑 15,000
50	(60,000)	(53,000)	－	(40,000)	－	畑 15,000
51	60,000	53,000	50,000	40,000	－	
52					45,000	
～						
59	↓	↓	↓	↓	↓	
（参考）	ha	ha	ha	ha	ha	
面積 52	14.3	23.6	0.3	18.8	0.8	
面積 58	13.8	47.8	2.9	27.7	0.8	

注）後藤59ｐ39による。

1．未整備地区の右欄は、未整備地区内でも大体基盤が整っている地区を示す。

2．59年・新規借入地の借地料

圃場整備地区――40,000円＋α（経営状態による）

未整備地区――30,000～31,500円

また、60,000円の集団地区を53,000円の一般地区と同額とする。

2　**地代水準Ⅱ・発端**＝昭和46年・ヘリコプター直播田経営受託

「……ヘリコプターによる湛水直播から販売に至る全過程を生産組合が請負うものである。農家はほとんど何もしない。現在は、作柄にかかわらず、10ａあたり４万５千円の所得補償方式をとっている。」（利谷47ｐ89）

「……現在の４万５千円の所得補償では、田植機による田植では、10ａ当り９俵の収量とみて、2,510円の剰余しか残らない。これをヘリコプターによる直播によってはじめて、8,310円の剰余を生み出すことができる。いずれにしても、４万５千円の所得補償がきわめて過重であることは言うまでもない。」（利谷47ｐ89）

「航空直播田経営自体は、30万円の調査費がついた農林省の委託事業だったが、ここに10ａ４万５千円の補償料＝地代を水田提供者に支払っての生産組合の直営稲作がはじまったのである。

46、47年のこの航空湛水直播経営は、湛水直播の技術的なさまざまな問題点を明らかにしたことではそれなりの意味はあったが、普通作ですでに９～10俵の水準になっているときに６～７俵しかあげられず、それであるのに４万５千円の地代を支払わなければならなぬということで、経営的には問題にならなかった。が、初年度の46年でも、ともかく30万円の調査費を入れれば赤字にはならなかったのであって、そのことは、普通作なみの収量をあげれば、いやそれより１俵ぐらい少なくても、４万５千円の地代を払っての借地経営がなりたつ確信をもたせたことは、非常な意味のある事業となった。

46年のばあい、17haで 1,237俵（10ａ当り 7.3俵）で、収支は左の如くだった〔注〕。８俵とれば、４万５千円の地代を払っても 100万円の純益を残すことができた計算である。

より意味があったことは、４万５千円の地代を支払えば、生産組合に経営委託をする組合員には不自由しないことの発見である。４万５千円は、当時平年作を前提にして、生産組合に機械作業を全部委託したときに委託者に残る所得に相当していた。」（梶井51ｐ16～17＜ｐ143 ～144 ＞）

注）梶井報告による航空直播田経営収支の大要は次のとおりであった。（同上）

収入	米代金	10,678千円	支出	経営費＊	4,404千円
	調査費	300		補償料	6,570
	計	10,978		計	10,974

＊経営費内訳：労務費 535、ヘリ料金 151、機械利用料 1,913、その他 1,805千円

「集団的な場合にはある意味で最少律が働いて、北穂高のように大規模にしかもまとまった形で土地を集めようと思えば、何軒か参加しない農家があると非常に困る。いちばん最後までねばる農家がウンというような水準に小作料をきめたということで、どうしても相対よりは高くならざるを得ない側面があるようだ。また北穂高の場合には指導者の理念として、農家に所得を補償するという考え方があり、農家が実際につくった場合の所得だけは生産組合で請負った場合も補償する。この２つの理由から、高い水準で地代がきめられた経緯がある。」（宇佐美47ｐ124 ）

3　**地代水準Ⅲ：一般経営受託開始**＝昭和47年～

「当初はヘリコプター直播実験地＝青木花見団地の継続借上げが主体であったが、二年目には島新田集落の国鉄あづみおいわけ駅のちかくに〝追分団地〟を集団的に受託した。これらの集団地の受託

地には10ａ当たり４万5,000 円の地代支払いをつづけている。そしてこのほかに〔表33〕で示したように、点在水田および地区外の受託にも手を拡げた。前者については10ａ当たり３万8,000 円の地代を、後者についてはおなじく10ａ当たり２万8,000 円の地代を支払うこととした。

この地代水準のきめかたはかならずしも根拠があるわけではないが、1973年〔昭和48年〕米価の水準からいえば、10ａ当たり集団受託が 4.5俵、点在地受託が 3.8俵、地区外が 2.8俵という量になる。実際のケースはきわめて少ないが" ヤミ小作" の小作料がおおむね３俵といわれていることが一つの基準となり、それよりもやや委託者有利というところにきめたものと思われる。またおりから実施されつつあった休耕の10ａ当たり奨励金が３万8,000 円という水準であり、これを下まわらないことが地区内の顧客を確保する最低条件だった。」（伊藤49、ｐ134 ）

表33　経営受託の実績（昭和49年）

		委託者数	面　積	地　代 10ａ当たり
		戸	a	
集団受託	青木花見団地	32	1,175	円
	追分団地	10	229	45,000
	小　計	42	1,404	
点在地受託		23	723	38,000
地区外受託		20	773	28,000
合　計		85	2,900	

注）伊藤49ｐ135 による。
１．委託者数の中には、生産組合の２件が含まれている。

「スタートのときに４万５千円という当時の一般農家普通作の所得相当額を基準とした補償料という名目での地代が設定され、それが基準として今日もひきつがれている。構造改善地区で30ａ区画になっているが、青木花見、追分のようにかたまった団地でないところは、それより能率が落ちるというので38,000円であり、構造改善地区以外はさらにそれよりも１万円安い基準が設定されている。地味の良し悪しはここでは問題でなく、もっぱら大型機械の稼動にとってどうかという観点で地代基準が設定されているわけである。……農構地区内３万８千円は休耕奨励金が３万８千円だったからである。」（梶井51ｐ23＜ｐ149 ＞

4　地代水準Ⅳ：49年度米価のバックペイ、組合からのボーナス

「49年度米価は周知のように30％という大幅引上げになった。組合長はこの三分の一を土地所有者にバックペイすべきであると考え、それを実行した。……生産組合の経営成績が経営受託ののびにかかていること……そしてそれが兼業深化のなかでもひとりでに急速に拡大するものでもないことを知っていたからである。

北穂高でも耕作権についての心配は根強くあった。とくに構造改善事業のなかの基盤整備に際し、残存小作地を小作人と地主で折主で折半するというやりかたで強引に解消させたことが、貸付に出したら半分とられるという考えかたを強めてしまったのである。組合が受託するのは、個々の農家が小作するのとはちがうということを、組合員に認識してもらうことが必要だった。

米価上昇による増収分の三分の一を土地所有者にバックペイするということは、組合の経営受託がふつうの小作とちがう所以を認識させる手段だった。生産組合は土地所有者自らが作っている組合である。組合が経営するということは、土地提供者にかわって経営することであり、だから地代は基準として定額がきまっていても、増収益があれば当然のこととして配当増をおこなうのだ。土地所有者、組合で働らく労働者、そして経営している組合それ自体が三分の一づつ増収益の配分にあずかるという思想が増収益三分の一バックペイにはくっついているのである。

49年も押しつまって゛組合からのボーナス″がこういう思想とともにとどけられることで、もちろん50年度での経営委託の増大を期待したのであるが……それは着実に成果をあげたといってよい。〔次の表34〕はそういう実績にたって、同様に50年度についてもおこなった追加配当について、経営委託者にたいしておこなった゛組合からのボーナス″の通知をしめしたものである。農構集団地については実に６万円の地代になる。」（梶井51ｐ23～25＜ｐ149 ～150 ＞）

表34　穂高農業生産組合の地代基準（昭和50年）

農構集団地区内	10ａ当り	45,000
農構地区内	〃	38,000
農構以外の地区	〃	28,000

上記の契約基準に基き各人に支払い済み

今回支払うべき基準

農構集団地区	昨年同様全部に	
農構地区内	10ａ当り	10,000
農構以外の地区		

50年度米価値上げに依る地代値上げ額

農構集団地区	各10ａ当り	5,000
農構地区内	10ａ当り	2,000
農構以外の地区		

上記の基準にもとづき耕作面積に依り、今回支払いいたします。

注）梶井51ｐ24＜ｐ150 ＞

Ⅶ　農家の対応・農家調査

1　農家の対応

「この地域の35年以降における農民層の動きは、基本的に２類型に分化した。ひとつは、水田耕作を生産組合に委ね、みずからは兼業へ専念する農民層であり、いまひとつは、同じく水田作業は委託し、野菜やエノキダケ栽培部分を拡大した農家である。前者が全体の８割、後者は１割前後であり、兼業へ専念した農民層が圧倒的に多い。」（宇佐美47ｐ86。なお典型農家２事例の紹介がある。）

「昭和46年の全面請負（全面受託をふくむ）面積と耕起代かきの面積の合計 240.4haは、北穂高地区の田の全面積 262.7haの92％を占める。……田植と稲刈を除く作業は、すでに生産組合によって担われている。そして田植と稲刈りについても……「ゆい」の慣行が急速にくずれつつある現在、生産組合の手に移行するのは時間の問題のように思われる。

なお、生産組合の利用をしない農家は、狐島についてみると現在 116中７戸である。その中３戸は、構造改善事業の反対をつらぬき通した農家であり、構造改善事業にも加わらず、組合にも入っていない。残りの４戸は組合員であり、過去に組合を利用したこともあった。このうち２戸は大規模農家で、個人で大型機械を導入したことが、利用しない理由であろう。このような農家の近隣では、その農家の依頼により、義理で作業を請負わせることもあるという。しかし、近隣農家でも、生産組合との縁が切れることを恐れて両方に交互に委託する例があるようである。」（利谷47ｐ89～90）

「利用権設定者が信頼しているのは、町なり農振法なりではなく、農業生産組合だから耕作権のつく恐れはないものとして利用権設定に応じているということであろう。」（梶井51ｐ27＜ｐ153 ＞）

「増収益の三分の一のバックペイで見たように、土地所有者自らが参加している組織であり、自分の経営を代行させているのだという意識を組合員がもつように組合執行部も努力しているのである。」（梶井51ｐ27＜ｐ153 ＞）

「こういう組織をどう性格づけるか、ひとつの問題である。今後の展開を注視しなければならないが、土地所有の性格が変わっていることは確かであろう。集団的コントロールに入れることで農地法体制のなかで硬直的になりすぎてしまった農地関係をときほぐしていくのに、今日の段階で有効に機能しているのであり、ここに集団的土地所有への萌芽を見ていいと私は考える。

経営委託農家は当然ながら、老人世帯、サラリーマン世帯など、農業労働力がなくなった農家が経営委託の中心になっている。生産組合への経営委託で土地持ち労働者あるいは単なる農地所有者となったものの間から〝農協はどうなってもいいが、生産組合がなくなったら困る〟という声が出、〝地代配当をあんなに高くしてもらわなくてもいい。生産組合の経営を永続きさせることのほうが大事だ〟という声が出ているのである。」（梶井51ｐ27～28、主に＜ｐ153 ～154 ＞）

「圃場整備に着手し、近代化施設の利用をめぐって機械利用組合を結成した昭和30年代後半の北穂高地区農業は、農家数 330戸、耕地面積 277ha（うち、生産組合管内 283戸、 189ha）平均耕地面積84アール、65％が１ha未満の農家、そして、２ha以上農家は10戸に満たないという状況にあった。また、98％が稲単一経営であり、畜産農家は数えるほどしかないという状態であり、これまでのような、稲作の増収によって経営を支えることは明らかに限界に達していた。つまり、高度経済成長下での農

表35　農家の対応状況と志向に関する調査（昭和47年・利谷調査）

区分	農家番号	経営農地面積（a）	うち水田面積（a）						自営農業の特色等
			合計	全面委託	全面請負	部分請負	完全自営	休耕転作	
専業農家	1	266.2	160.0	-	160.0	-	-	-	養豚、1ha飼料
	7	130.0	130.0	-	-	130.0	-	-	エノキダケ
	8	121.4	113.6	-	25.0	88.6	-	-	野菜
	20	98.0	98.0	-	58.0	30.0	-	10.0	エノキダケ
兼業農家Ⅰ	5	146.0	139.0	70.0	-	33.0	36.0	-	
水田保有	4	150.6	138.2	-	-	138.2	-	-	
1ha以上	9	120.0	120.0	100.0	-	-	20.0	-	
	11	114.0	114.0	-	-	114.0	-	-	
	10	117.0	112.0	-	-	81.0	31.0	-	
	12	113.7	111.7	-	102.0	9.7	-	-	
	16	103.0	103.0	25.0	43.0	35.0	-	-	
	15	103.0	103.0	73.0	-	-	30.0	-	
	17	103.0	101.0	90.0	-	-	-	11.0	リンゴ転作
兼業農家Ⅱ	13	110.1	97.1	-	60.0	37.1	-	-	
水田保有	21	92.7	86.5	-	54.0	17.5	-	15.0	
1ha未満	18	99.4	86.2	-	86.2	-	-	-	
	24	85.0	85.0	-	-	85.0	-	-	
	22	89.4	84.9	-	84.9	-	-	-	
	26	71.0	61.0	18.0	24.0	19.0	-	-	
	27	52.0	48.8	48.8	-	-	-	-	
	28	37.5	37.5	-	20.0	17.5	-	-	
老齢農家	14	109.5	106.5	-	106.5	-	-	-	
	19	98.8	98.8	-	98.8	-	-	-	
	23	88.2	85.5	-	30.0	55.5	-	-	クルミ畑
	25	82.4	70.7	23.0	47.7	-	-	-	畑も区にまかせる。
入作農家	2	157.0	134.7	45.0	-	-	89.7	-	野菜
	6	140.0	132.0	90.0	-	*42.0	-	-	*組合外
	3	155.3	118.3	35.0	-	-	83.3	-	野菜
	戸数								
専業農家Ⅰ	4	615.6	501.6	-	243.0	248.6	-	10.0	
兼業農家Ⅱ	9	1,070.3	1,041.9	358.0	145.0	410.9	117.0	11.0	
〃	8	637.1	587.0	66.8	329.1	176.1	-	15.0	
老齢農家	4	378.9	361.5	23.0	283.0	55.5	-	-	
入作農家	3	452.3	385.0	170.0	-	42.0	173.0	-	
合計	28	3,154.2	2,877.0	617.8	1,000.1	933.1	290.0	36.0	

注）利谷47第12表ｐ99～100 による。但し、No17の数字に疑問があるので推定を加えた。

表35（統）農家の対応状況と志向に関する調査（昭和47年・利谷調査）

区分	農家番号	家族数	農従者数		うち高度労働力数		賃労働の変化 就職：○ 拡大：□			農業あとつぎ			稲作志向		稲作委託志向		
			昭44	〃47	昭44	〃47	夫	妻	あとつぎ	18歳以上・あり	〃・なし	帰農期待	離脱	維持	拡大	現状維持	考慮中
専業農家	1	4	2	2	2	−	−	−	−		○		○			○	
	7	3	2	2	2	−	−	−	−		○		○		○		
	8	6	2	2	2	2	−	−	−		○		○		○		
	20	3	2	2	2	2	−	−	−			○	○		○		
兼業農家Ⅰ	5	6	3	2	1	2	○	−	−	○				○			○
水田保有	4	6	4	4	1	1	−	−	□			○	○		○		
1ha以上	9	5	1	2	1	−	−	−	−		○			○		○	
	11	5	2	2	1	−	−	○	−		○		○		○		
	10	5	2	2	1	−	□	○	−		○		○		○		
	12	5	2	2	1	1	−	−	−		○		○			○	
	16	5	1	2	1	1	−	○	−		○			○		○	
	15	3	2	2	1	−	−	−	−		○		○			○	
	17	5	2	2	1	1	○	−	−		○		○			○	
兼業農家Ⅱ	13	5	2	2	1	−	−	○	−		○		○		○		
水田保有	21	5	1	1	1	−	−	−	−			○	○			○	
1ha未満	18	4	2	2	1	−	−	○	−			○	○			○	
	24	5	1	1	1	−	−	○	−		○		○		○		
	22	3	2	2	−	−	○	○	−		○		○			○	
	26	4	1	1	1	1	−	−	−		○			○	○		
	27	4	2	2	−	−	−	−	−			○	○			○	
	28	6	2	2	−	−	−	−	−		○		○			○	
老令農家	14	4	2	2	1	−	−	−	−		○		○			○	
	19	2	2	2	−	−	−	−	−		○		○			○	
	23	4	4	1	−	−	−	○	−		○		○			○	
	25	1	1	1	−	−	−	−	−		○		○			○	
入作農家	2	6	3	3	3	3	−	−	−	○			○			○	
	6	6	3	1	1	−	□	○	−		○		○			○	
	3	5	2	2	2	2	−	−	−	○			○			○	
	戸数	平均															
専業農家	4	4.0	8	8	8	4	−	−	−	−	3	1	4	−	3	1	−
兼業農家Ⅰ	9	5.0	19	20	9	6	2	3	−	1	7	1	6	3	3	5	1
〃 Ⅱ	8	4.5	13	13	5	1	1	4	−	−	5	3	7	1	3	5	−
老令農家	4	2.8	9	6	1	−	−	1	−	−	4	−	4	−	−	4	−
入作農家	3	5.7	8	6	6	5	−	1	−	2	1	−	3	−	−	3	−
合計	28	4.5	57	53	29	16	3	9	−	3	20	5	24	4	9	18	1

注）1．農従者のうち高度労働力とは「18歳以上男60歳、女55歳以下の農業専従者」。
2．農業あとつぎの帰農期待とは「現在兼業に従事するが帰農の期待できるもの」。
3．稲作委託志向の拡大には、全面請負及び部分請負の拡大志向を含む。

業所得拡大の限界であり、小規模耕地条件下での個別的機械導入の困難性であり、進行する兼業化のもとでの労働力不足であった。北穂高地区の農業は総じて危機的な状況にあったといってよい。また、比較的規模が大きく複合部門を導入・拡大し、農業での自立をはかろうとする人々にとっても合理化が求められていたのである。

このような条件のもとですすめられた農作業の受委託と、その後の賃貸借は、地域農業を大きく再編成するとともに、農家所得を増大させていった。

兼業を指向する多くの農家は、農作業の多くの部分、たとえば大型トラクターによる耕起・代かきと防除作業はそのほとんどを、また収穫・調製過程も30～40%を、さらに田植えは、機械田植えが定着する40年代後半には、全作業の半分以上を委託するようになった。委託組全員は、経営主もその妻も稲作の基幹作業から解放され、また、自ら高額の機械投資を行うことなく稲作所得を高めることができた。そのうえ多くの場合、夫婦ともに恒常的な勤務者となることができ、農外所得も向上し、農家所得を大幅に増加させている。当時の委託農家の事例調査（宇佐美氏）によれば、委託による所得増大効果は25～30%と推計できる。圃場整備後の耕地条件下で、農家が自立的に稲作を展開する条件に乏しいとき、機械利用組合の組織化は大きな意義を持ったのである。また、小数だが、えのきだけや野菜（セルリー）、畜産拡大など複合化によって専業経営をめざす農家にとっても農作業委託は、複合部門の生産規模の拡大と所得の増加に有効であった。稲作自体も機械・施設の償却費負担をまぬがれて所得率を高め、総体として農業所得を拡大した。稲単作に、御法田であるわさび田が伴っていた土地利用のうえに、セルリーや菌茸類が加わって複合生産を広げ，その担い手を育ててきたのである。昭和59年現在、稲作＋セルリー経営14戸、稲作＋エノキダケ経営６戸、稲作＋畜産経営５戸が専業的農家となっている。」（中島59ｐ132 ～133 ）

2　**農家調査・昭和47年・利谷報告**：表35．36

A（農家の労働力，あとつぎ）

「労働力の動きは〔表36〕に示す通りである。これは昭和44年から昭和47年の３年間に、農業労働力の流出が総体としていかに急速に進んだかを示している。とくに高度労働力（18歳から男60歳女55歳までの農業専従者）のいない家族が７戸から17戸にふえている。これは、あとつぎのいない経営主の老齢化と、主婦を中心とする就職によるものである。」（利谷47ｐ96）

表36　保有農業労働力数別にみた農家数の推移

	農　従　者		高度労働力	
	昭和44	〃　47	昭和44	〃　47
0人	－	－	7	17
1	6	6	16	6
2	17	20	4	4
3	3	1	1	1
4	2	1	－	－

注）利谷47ｐ96による。但し「基幹労働力」なる区分を省略した。

「農業あとつぎについてみれば、あとつぎのいない農家が20戸、あとつぎが兼業しているものが5戸で，あとつぎが農業に従事しているものは3戸にすぎず、それもほぼ1500ａ以上の農家に限られている。」（利谷47ｐ96）

経営志向の「一応の傾向としては、上層農家に〔米作以外の〕農業拡大が多く、下層に賃労働拡大が多いが両者は交錯している。そして圧倒的に賃労働拡大〔志向〕が多く（18戸）、農業拡大がこれにつぎ（6）、老令世帯は最も少ないが、これも大いに重視しなければならないことは言うまでもない。」（利谷47ｐ97）

B（個別農家の土地所有意識－昭和47年）

「委託した土地についての意識は……全面受託の土地をもっているばあいには、大別して、（イ）土地意識は従来と変らないとするもの、（ロ）土地観念は薄れるとするもの、（ハ）全面受託も小作ではないから、返してくれると安心している、という3種類の答えが返ってきた。……（ロ）の答え……それは決して所有権意識が薄れるということではなく、むしろ農家意識が薄れつつあるということにすぎないようである。」（利谷47ｐ97～98）

「多くの農家が、土地を小作に出すことにきわめて警戒的である。……全面受託のばあいには土地観念が薄れるという人でも、『個人対個人のばあいには、法律が確立されていないから、絶対に小作には出したくない』と答えている。とくに、構造改善事業の進行過程において、小作地解消の方向をつよくおし進めたことが『小作を出すと半分しか手につかなくなる』という警戒心をつよく植えつけたようである。したがって、部分請負はもとより、全面請負のばあい、とくに全面受託のばあいでさえも『法人だから委託しているが、個人なら貸さない。小作に出しているわけではない。』という答えに典型をみるように、小作と区別されるものであるという点に、農家が大きな安心感をもっているのである。」（利谷47ｐ98）

「生産組合があるために、労働力が窮迫しても、土地を売却したり小作に出さなくてもすむ……したがって、生産組合がなかったならば売却や小作に流れた土地を、生産組合が吸収したという見方も成立するのである。その意味では、この地区における個別的な農地賃貸借の成立を阻止する最大の原因こそ、生産組合の存在であるということになる。しかし見方をかえれば、生産組合の存在によって、膨大な農地賃貸借が展開していると言うべきであろう。」（利谷47ｐ98～103）

C（個別農家の生産組合に関する意識－昭和47年）

「第1に、組合の成立について、農家はどのように考えているであろうか。そのすべてが、生産組合ができて良かったと答えているが、その理由はいくつかに分かれる。すなわち、

（イ）　農業面の規模拡大ができるというもの、

（ロ）　労働力の流出ないし手不足および老齢化に対応できるとするもの、

（ハ）　勤めに出られるというもの、

（ニ）　農作業から解放されるというもの（女性の意見）

（ホ）　財産をへらさなくてすむというもの、などがある。

結局のところ、この地区の農家の類型としての〔稲作外の〕農業拡大型、賃労働拡大型、老令による現状維持型のそれぞれに見合った意見ができているのである。このばあい、すべてについて『小作

表37　狐島下木戸農家経営一覧（49年・伊藤調査）

単位：a

	経営耕地			49年委託実績					主要農機具				米以外の作目
	田	畑	計	耕起	代かき	田植え	防除	刈取	トラクター	田植機	バインダー	コンバイン	
1	250	5	255	220	220	220	220	220	−	−	−	−	転作30ａつげ
2	220	20	240	−	−	−	−	−	1	1	−	1	乳牛11，肉牛23，田1.2ha 牧草
3	220	3	223	93	71	−	−	−	−	1	1	−	転作30ａつげ1.2ha貸刈
4	210	5	215	190	190	−	55	55	−	1/2	1	−	貸転作12ａつげ
5	180	20	200	−	−	−	−	−	1	1	−	1	肥育牛３，種豚１転作15ａセロリ
6	190	2	192	−	−	−	−	−	1	1	1	−	転作40ａセロリ
7	150	5	155	−	−	−	−	−	1	1/2	1	−	肉豚100，転作30ａセロリ
8	108	17	125	85	23	23	23	23	−	1	1	−	転作17ａアスパラ
9	115	5	120	111	111	−	111	69	−	1/2	−	−	
10	105	2	107	105	105	105	105	105	−	−	−	−	
11	100	5	105	100	100	−	−	−	−	1/2	1	−	
12	100	3	103	83	83	−	−	23	−	1	1	−	
13	100	2	102	75	75	−	−	−	−	1	1	−	８ａワサビ
14	85	10	95	85	85	−	85	85	−	1/2	−	−	エノキ茸
15	85	8	93	85	85	−	50	50	−	1/2	1	−	
16	85	0	85	85	85	85	−	85	−	−	−	−	
17	75	10	85	75	75	75	−	75	−	−	−	−	
18	75	5	80	60	60	−	−	−	−	1/2	1	−	
19	70	10	80	個人作業委託					−	−	−	−	
20	68	0	68	68	68	44	44	44	−	−	−	−	
21	67	0	67	−	−	−	−	−	−	1	1	−	転作20ａニンニク
22	60	0	60	32	32	32	32	個人委託	−	−	−	−	
23	60	0	60	60	60	−	−	50	−	−	−	−	
24	60	0	60	20	20	20	−	20	−	−	−	−	
25	40	20	60	40	40	−	30	30	−	−	−	−	畑20ａヤサイ
26	50	0	50	個人作業委託					−	−	−	−	
27	43	0	43	43	43	−	−	−	−	−	−	−	
28	40	2	42	40	40	40	40	40	−	−	−	−	
29	36	0	36	36	36	36	−	30	−	−	−	−	
30	35	1	36	35	35	−	35	30	−	−	−	−	
31	27	1	28	27	27	27	27	27	−	−	−	−	
32	20	0	20	20	20	20	20	20	−	−	−	−	
33	15	0	15	15	15	15	15	15	−	−	−	−	
34	30	−	30										
35	28	−	28	} 全面経営委託３戸73ａ（合計に含まず）									
36	20	−	20										
合計	3,222	161	3,383	26戸 1,888	26戸 1,804	13戸 742	15戸 892	20戸 1,096	4	11	11	2	

注）　伊藤49ｐ140 ～141 による。

表37（続）狐島下木戸農家経営一覧（昭和49年・伊藤調査）

	就業状況				
	主	妻	男のあとつぎ	嫁	その他
1	66農業		42組合オペ	38プレス工場	
2	69農業	65農業	30農業	26農業	
3	63農業	60病身	35組合オペ	33農業	
4	72エノキ茸	70エノキ茸	47建設会社	44農業	20孫・公務員
5	51農業	46農業	19電気工場		
6	61農業	59農業	29農業・季節工	23農業	
7	59農業	60家事	27農業		
8	74農業	68家事	40農協	37パート	
9	38農協	37電気工場			
10	25組合オペ				55母・農業
11	57農業・季節工	52農業	22経済連		
12	35エアコン工場	34弱電工場			60母・家事
13	69農業	67家事	27燃料会社	26プレス工場	
14	60農業	55農業	27大工	26農業	
15	55コンクリート会社	58農業	27製靴工場	30製靴工場	
16	39土建会社	36ライスセンター臨時			66母・家事
17	31不動産業自営				66母・家事
18	75農業	69家事	35左官業	33農業	
19	69農業	（老人独り世帯）			
20	48電気会社	44プレス工場			
21	53農業	54農業	36機械工場	31家事	
22	37農協	31ステレオ部品内職			
23	58役場	57プレス工場	28家具店		
24	56役場	44農業	27医療器機商		
25	55青果商	53病身	28青果商	24家事	
26	42県職員	38コンクリート会社			
27	56コンクリート会社	54農業	28自動車会社		22次男・タクシー
28	54マッサージ師	59家事	35電気会社	30家事	
29	36ガソリンスタンド自営	35ガソリンスタンド手伝			67母・家事
30	33米穀商店	30プレス工場			65母・家事
31	45家具工場	42ブロック工場			18長女・看護婦
32	34米穀商店	33家事			
33	45農協	40農業	23大工		26長女・農協
34	33薬局自営	30家事			
35	70無職	（老人独り世帯）			
36	66無職		33病院医師		
合計					

に出さなくてすむからよい』ということが背後にあることは、すでに述べたところである。これは、『組合ができて良かったと思いますか』という問に対して、『出した土地も自由に返ってくるし、委託料もくれるからよい。』という答えが返ったことに端的にあらわれている。

第2に、農家は生産組合の将来についてどのように考えているのであろうか。まず、組合が将来発展するかどうかという点について、大別して委託に出す人が多くなるだろうから発展するだろうとする答えと、発展させないと自分が困るという答えが返ってきた。いずれのばあいにも、組合長とオペレーターの後継者がえられることをその条件として、これを組合に要望していることは共通している。このことは逆に言うと、現在の組合に対して、組合員の信頼はかなり厚いということを意味しているであろう。

組合の発展が、請負料の問題と深くかかわっていることは、組合員もよく認識している。全面受託の委託料（農家の手取分）について、単純にその高いことを喜んでいる人もあるが、計数に明るい人は、一体この高さでやっていけるかについて疑問をもっている。請負料のある程度の値上げについてはこれはやむをえないという意見が、農業面の規模拡大農家や賃労働拡大農家に見られるが、後者の中には難色を示すものもある。値上げをみとめるものも、もちろん、米作離脱による他の収入と見合う限度であることは、はっきりと言明しているところである。なお、生産組合の法的基礎について不安を表明する意見もあり、また、この事業を、せめて郡単位に拡大すること、あるいは、全額国庫補助の事業にすべきだという意見もみられる。」（利谷47ｐ103 ～104 ）

表38　狐島下木戸農家の委託の諸類型区分（昭和49年）

		戸数	農家番号			
			50ａ未満	50ａ～1ha	1～1.5	1.5ha 以上
非委託農家	自家作業	5		21		2, 5, 6*, 7*
	個人へ委託	2		19*, 26		
耕起と代かきのみを委託	全面積	2	27		11	
	非全面積	3			13	3
田植えを除く春秋一貫委託	全部委託	1		14		
	やれるだけ自分で	4		15	9, 12	4
	自家飯米分自分で	3	30	23, 25		
全面委託	全面積	8	28, 31, 32, 33	16, 17	10	1
	非全面積	5	29	20, 24, (22)	8	
全面経営委託		3	34, 35, 36			
戸数合計		36戸	10戸	13戸	6戸	7戸

注）伊藤49ｐ142 による。表37の整理である。

3　農家調査・昭和49年・伊藤報告

A　(狐島下木戸集落農家の委託の諸類型)：表37，38

(1)　非委託農家

№2～7：上層、複合経営、労力・機械装備あり。

№19：老人独り世帯で以前から近所の人に委託、№26：夫婦共かせぎで妻の実家に委託――小規模・手不足

(2)　耕起と代かきのみの委託農家

№27，11：機械なし又は使えなくった農家

№18，13，3：まだ使える機械をもっている農家。「離れた耕地、あるいは大圃場を組合に委託し、近い耕地あるいは小区画の圃場を自分で耕している。」

「このタイプはすべて兼業農家であるが、二世代夫婦が多く、手の揃った農家群である。」

「3番農家などは、あとつぎが組合の専任オペレーターであるけれども、〔1.2haの〕個人受託の賃刈りをするほどの余力をもっている。この点組合との競争者ともみることができる。」……「この農家群は、世代の進行にともなって組合依存を深めていくと思われる。」

(3)　田植えを除く春秋一貫委託農家

「この農家群もすべて兼業農家であるが、相対的にまだ労働力の多い農家群である。」

「この農家群もいまは、年寄りが働けるので自家田植えや自家収穫ができるが、やがてそれも組合に頼らざるをえなくんばると思われる。」

(4)　全面委託農家

「これにも二つのグループがある。一つは経営地のすべてを委託するグループであって、当然下層農家が多い。但し〔№1〕は、ここでのトップの大経営だが長男が組合の専任オペレーターで、全面積を委託している。主人の老齢化、妻の勤めなどがその理由である。また〔№10〕農家は、25歳の当主が1974年〔昭和49年〕から組合の専任オペレーターに採用されて、全面積委託にふみ切った。母親一人しか農業労働力がいないからである。

水まわりをするぐらいの労働力はあるが、相対的に労働力の少ない農家群がこのグループである。そして、のちに述べる経営委託農家にもっともちかい、その予備軍ともいうべき農家群である。

第二のグループは、経営地の一部もしくは大半を全面委託にしている農家群である。これにも飛び地や大圃場を全面委託として、のこりを自家作業にしているもの〔№8，20，22，24〕と飯米だけを自家作業にしているもの〔№29〕がある。〔№22〕農家は秋作業だけを組合ではなく個人に委託している。……これらの農家も、全面積全面委託農家ほどではないにしても手不足の農家であって、次第に組合依存を強めつつある農家群である。経営委託農家の第二の予備軍といえよう。」

(5)　経営委託農家

「〔№34，35，36〕の三戸は、まったく耕作を行なわず、所有地全部を組合に経営委託している。もっとも労働力の少ない農家群であって、薬局自営――穂高の市街地に薬局をひらいており、狐島へは時々帰っているだけ――とか病院勤務医といった安定した兼業――というより本業といった方が正確――をもつか、あるいは欠損世帯〔№35〕である。この三戸はいずれももはや耕作能力を回

復する見込みをもたない単なる土地所有者である。」

（以上A伊藤49ｐ143 ～145 ）

表39　経営委託農家一覧（昭和49年・伊藤調査）

	農家No.	所有地	団地委託	点在地委託	地区外委託	自作地	主な家族就業者の状況
		a	a	a	a	a	
	1	205	105			100	主62歳農業　長男会社員
	2	165	15			150	主45〃農業（洋野菜40ａ）
	3	150	130			20	主60〃農業（セロリー）　長男教員（伊那）
	4	147	114		33	0	主72〃無職　長男教員（木曽）
	5	139	39			100	主50〃建築業自営　長男農業（ハウス）
	6	133	24		109	6	主70〃（女）無職　長男教員（長野）
	7	127	27			100	主73〃無職　長男オペレーター
	8	120	65	55		0	主60〃ワサビ栽培　長男ワサビ栽培
青	9	108	38			70	主50〃会社員　長男会社員
	10	99	9			90	主72〃無職　長男造園業自営
木	11	96	81			15	主45〃農協職員
	12	91	38		53	0	主65〃（女）無職　長男病院医師
	13	86	86			0	主44〃下請工場自営
花	14	77	17			60	主51〃農協職員　長男会社員（電気）
	15	76	16			60	主60〃農業　長男ガソリンスタンド自営
	16	71	11			60	主55〃（女）農業（独り暮し）
見	17	68	18			50	主65〃農業　長男渡米中
	18	66	26			40	主75〃無職　長男会社員（中電）
	19	58	18			40	主71〃無職　長男会社員
団	20	52	32			20	主50〃農業（エノキ茸）　長男県職員（伊那）
	21	48	28			20	主55〃農業（エノキ茸）　長男教員
地	22	46	26			20	主45〃会社員　妻会社員
	23	44	44			0	主73〃（女）無職　長男会社員（昭電）
	24	43	43			0	主28〃花卉栽培（ハウス 400坪）
	25	36	16			20	主63〃町議　あとつぎなし
	26	32	16			20	主36〃ブロック工
	27	31	11			20	主70〃無職　長男農協職員
	28	28	28			0	不在（三重県で会社員）
	29	21	21			0	主47歳会社員　妻会社員
	30	17	17			0	主60〃会社員
	31	12	12			0	主50〃工員　長男会社員
	32	4	4			0	主75〃（女）無職（独り暮し）
	小計	2,500	1,175	55	195	1,081	
	33	167	67			100	主46歳青果会社員
追	34	129	69			60	主55〃（女）農業　長男工員
分	35	128	28			100	主52〃農業（ワサビ畑）
団	36	118	28			90	主44〃オペレーター
地	37	90	7		83	0	主45〃病院自営
	38	32	2			30	主65〃洋服店自営　長男洋服店自営

注）伊藤49ｐ146 ～147 による。No.42及び64は組合所有地で農家表示ではない。

表39（続）　経営委託農家一覧（昭和49年・伊藤調査）

	農家No.	所有地	団地委託	点在地委託	地区外委託	自作地	主な家族就業者の状況
		a	a	a	a	a	
追分団地（続）	39	10	10			0	主56歳会社員　妻美容院自営
	40	7	7			0	主45歳タイル工場自営
	41	7	7			0	主40〃すし屋自営
	42	4	4			0	（宮田を組合が購入したもの）
	小計	692	229		83	380	
計		3,198	1,404	55	278	1,461	
点在地	43	253		23		230	主76歳農業　あとつぎなし
	44	244		2	72	170	主48〃生産組合職員
	45	120		27	93	0	主60〃無職（病身）
	46	95		15		80	主55〃（女）農業　長男配管業自営
	47	88		28	10	50	主65〃農業　（長男会社員東京）
	48	86		66		20	主49〃教員
	49	85		55		30	主40〃土建会社員
	50	78		28		50	主70〃無職（長男会社員名古屋）
	51	71		55	16	0	主72〃無職（入院中）（長男会社員東京）
	52	62		52		10	主56〃ガードマン　長男役場職員
	53	58		8		50	主55〃団体職員（ワサビ組合）
	54	58		38	20	0	主66〃無職　長男病院医師
	55	56		56		0	主61〃生産組合長　長男高校教員（不在）
	56	51		31	20	0	主70〃（女）　長男県職員（伊那）
	57	49		29	20	0	主33〃薬局自営
	58	46		16		30	主55〃土建業役員　長男会社員
	59	40		40		0	主51〃中電社員　長男工務店自営
	60	30		30		0	主60〃無職（病身）長男無職（入院中）
	61	30		30		0	主65〃（女）無職（独り暮し）長男奈良県職員
	62	22		22		0	主55〃土建業自営
	63	15		15		0	主50〃土建業自営
	64	2		2		0	（換地用地ののこり）
	小計	1,639		668	251	720	
地区外	65	142			62	80	主55〃会社員
	66	80			20	60	主62〃無職　長男銀行員
	67	77			67	10	主72〃無職　長男県職員
	68	71			61	10	主40〃法務省職員
	69	66			16	50	主33〃役場職員
	70	26			26	0	主60〃無職（病気）　長男営林署職員
	71	17			17	0	主61〃鮮魚商自営
	72	10			10	0	主48〃役場職員（長男会社員東京）
	小計	489			279	210	
合計		70戸 5,326	41戸 1,404	22戸 723	19戸 808	41戸 2,391	

表40　経営委託農家の諸類型区分（昭和49年）

		戸数計	自作水田規模				
			0	30a未満	30a～50a	50a～1ha	1ha以上
分散地委託もしくは＋α〔複合化〕タイプ		(10)	8, 24, 55 (3)			36 (1)	2, 5, 7, 35,43 44 (6)
自営業タイプ		(12)	13, 37, 40, 41, 62, 63, 71 (7)	57 (1)	38 (1)	10, 15, 46 (3)	33 (1)
サラリーマンタイプ	1人勤務	(20)	12, 23, 30, 54, 59, 72 (6)	11, 26, 27, 48, 67, 68 (6)	18, 19, 49 53, 69 (6)	65, 66 (2)	33 (1)
	2人勤務	(8)	29, 31, 39 (3)	22, 52 (2)	58 (1)	9, 14 (2)	
	農業者あり	(3)		21 (1)		34 (1)	1 (1)
老人世帯タイプ	労働力あり	(6)		3, 20, 25 (3)	47 (1)	16, 17 (2)	
	労働力なし	(11)	4, 28, 32, 45, 51, 56, 60, 61, 70 (9)	6 (1)	50 (1)		
戸数計		(70)	(28)	(14)	(9)	(11)	(8)

注）伊藤49ｐ149 による。表39の整理である。なお「やや恣意的になるが生産組合の役員やオペレーターも〔プラスアルファーのための委託〕のタイプに加えることとする。」（同ｐ148 ）。

B（経営委託農家の諸類型）：表39，40

〔表40について〕「なお自作水田規模区分について、その含意を示しておけばつぎのとおりである。すなわち、自作水田ゼロは耕作能力欠如世帯、30ａ未満は飯米分のみを耕作する農家――これは10～20ａで十分なのであるが、ここの基盤整備が30ａ圃場を基準としているので30ａとした。しかし実際はそれ以下の飯米農家が多い点は〔表39〕の示すとおりである――、30ａ以上は飯米分以上の耕作能力をなお保持する農家という含意である。またここで自作水田といっても、前述狐島集落の実態でみたとおり〔表37〕、さまざまなかたちで組合に依存していることはことわるまでもない。自作といっても時折の水まわり、朝夕の防除、飯米分の日曜日の手刈りがその主な仕事なのである。」

（1）　分散地委託、もしくはプラスアルファタイプ

「このタイプは10戸を数えるが、全面積の経営委託は、ワサビを大規模にやっている青木花見団地〔№8〕と、ハウスで花をやっている同〔№24〕、それに生産組合役員である点在地の〔№55〕の3戸だけである。

のこりの7戸はなおかなりの自作水田を経営しており、分散地委託の性格が強い。そしてその分散地を委託する事情としては、組合のオペレーターもしくは職員〔№7，44〕か、洋野菜〔№2，5〕ワサビなどのプラスアルファがある。

このタイプのなかでは、プラスアルファに専業化して、自作水田をゼロにしている農家が出てきている事実に着目しておきたい。また当然のことながら飯米自作農家はいない。」

（2） 自営業タイプ

「このタイプは12戸を数え、しかもそのうち自作水田ゼロが7戸と過半数を数える。この自作地ゼロのグループは、機械関係の下請工場、タイル工場、土建業、病院経営などの他人を雇用している自営業、あうりは寿司屋、鮮魚商、など家族総就業の業種に多い。

反対に自作地をもつグループは、小さな造園業、配管業、ガソリンスタンドなどの業種が多い。親とか妻とかの農業労働力をなおのこしている農家群でもある。そしてこの親とか妻とかが働けなくなれば、次第に委託地をふやしていく農家群と思われる。」

（3） サラリーマンタイプ

「このタイプは合計で31戸を数え、経営委託の給源としては最大のタイプである。但し自作地ゼロの世帯は9戸と3分の1にみたない。そしてかなり多くの飯米農家がのこっていることがこのタイプの特色である。なお片手間の就農で，そして主要作業は組合に依存することによってなにがしかの耕作能力をのこしている。

自作地ゼロのグループは当然に、農業者のいない世帯で、就労者1人のところが多いが〔表39〕によるとこのグループは、病院医師、中部電力社員といった相対的な高給取りグループである。妻や家族を含めて相対的に高い教育水準や生活水準をもっていると思われる。

飯米部分の耕作能力がどういう経路で失われていくかが、このタイプの問題点と思われるが、それはこのタイプの多くの農家がより高給取りになれるかどうか、あるいは今働いている親や妻がいつまで働けるか、ということにかかっていると思われる。そして前者の条件よりも後者の条件が、よりシビアに機能してきている。」

（4） 老人世帯タイプ

「このタイプは17戸あって、サラリーマンタイプにつぐ大グループである。そして自作地ゼロの世帯は過半数を越える9戸を数える。この9戸は、非労働力のみの一種の欠損家族的世帯であって耕作能力はもちろんのこと生活能力を欠いている世帯すら珍しくない。〔表39〕によると、あとつぎ他出中の世帯が大変に目をつくのであるが、この多くが転勤等による帰郷の条件をほとんどもっていない。働けるうちは〔表40〕で示したとおり、ともかくも飯米分の耕作はしていても、これができなくなるのが目前に迫っている。こうしたタイプの経営委託者がかなり大量に発生している点は、重要な問題点と思われる。」（以上B－伊藤49ｐ148 ～152 ）

表41　経営委託農家の所有規模と自作規模（昭和49年）

			所有水田規模				
			総数	50a未満	50a～1ha	1～1.5ha	1.5ha以上
自作水田規模	青木花見団地	0	11	7	2	2	-
		30a未満	9	5	2	1	1
		30～50a	2	-	2	-	-
		50a～1ha	6	-	5	1	-
		1ha以上	4	-	-	2	2
		小計	32	12	11	6	3
	追分団地	0	4	3	1	-	-
		30a未満	-	-	-	-	-
		30～50a	1	1	-	-	-
		50a～1ha	2	-	-	2	-
		1ha以上	2	-	-	1	1
		小計	9	4	1	3	1
	点在地	0	12	6	4	2	-
		30a未満	2	-	2	-	-
		30～50a	2	1	1	-	-
		50a～1ha	4	-	4	-	-
		1ha以上	2	-	-	-	2
		小計	22	7	11	2	2
	地区外	0	11	4	5	2	-
		30a未満	3	-	2	1	-
		30～50a	-	-	-	-	-
		50a～1ha	4	-	3	1	-
		1ha以上	1	-	-	-	1
		小計	19	4	10	4	1
	合計	0	38	20	12	6	-
		30a未満	14	5	6	2	1
		30～50a	5	2	3	-	-
		50a～1ha	16	-	12	4	-
		1ha以上	9	-	-	3	6
		小計	82	27	33	15	7

注）伊藤49ｐ151 による。重複委託農家があるので合計は延数となっている。

表42　経営委託農家の階層性（昭和49年）

農家総数（'70年センサス）		計 330	50a未満 103	50a～1ha 112	1～1.5ha 66	1.5ha以上 49
経営委託農家割合（%）	計	24.7	26.4	29.7	22.8	14.3
	自作地　0	11.5	19.5	10.8	9.1	-
	〃　30a未満	4.2	4.9	5.4	3.1	2.1
	〃　30～50a	1.5	2.0	2.7	-	-
	〃　50a～1ha	4.8	-	10.8	6.1	-
	〃　1ha以上	2.7	-	-	4.5	12.2

注）伊藤49ｐ152 による。重複委託農家の延数の割合となっている。

C　（経営委託農家の階層性）：表41，42

〔表41について〕「青木花見・追分の両団地は、相対的ながら下層所有者が多く、しかも上層自作農がその対極を構成しているという特色がある。これは一つの水田団地を押えれば、こうなるということであろう。換言すれば、地域の農家構成がここに反映されるということである。

また点在地及び地区外の経営委託者は、50ａ～1ha層が多く、かつ自作地ゼロの世帯が多いという特色があるが、これは地域を限定しないで観客を集めればこうなるということであろう。経営委託をより切実に要求する農家層が点在地及び地区外の観客だということである。」

〔表42について〕「のべ戸数の実戸数に対する割合だという制約はあるが、経営委託農家の階層性はきわめて明白といえよう。すなわち経営委託農家割合は、1ha以下の下層で高く、1ha以上の中層で低くなっている。下層についていえば、50ａ未満層よりもむしろ50ａ～1ha層で高い点がやや問題であるが、これには前述した点在地、地区外の委託者の多さが影響しているのであろう。そして自作地ゼロの経営委託割合は、鋭い階層的性格を示している。50ａ未満層の2割弱、50ａ～1ha層の1割強が、事実上の非農家となっているのである。サラリーマンタイプ、老人世帯タイプ、自営業タイプなどの委託の諸類型が、こうした非農家化の内容なのであり、これらの急激な増加が展望されるのである。」

（以上Ｃ－伊藤49ｐ152 ～153 ）

4　農家調査・昭和59年・後藤報告

A（全面請負の減少と経営委託の増大）：表43

○昭和52→58年の動向

B（所有面積規模別にみた委託農家）：表44

「52年は、全体として30～150ａという中間規模の農家に委託農家が多いことがわかる。これが58年にかけて、全階層的に委託農家率が増加するとともに、特に 150ａ以上の、この地域においては最上層にまで広がったのである。」（後藤59ｐ19）

C（島新田集落農家調査における経営委託の実情・昭和59年）：表45

（経営委託と作業請負、自作との採算比較）：表46

「一番の理由は兼業化の進展でこれによる農業労働力の不足を生産組合への経営委託の直接の理由とした農家は6戸であった。ただ兼業化の進展による労働力不足は、経営委託農家の大部分にとって共通の事情であり……

「稲作を行っても採算に合わないという農家が2戸（⑮、⑰農家）いるが、これも兼業化や農業労働力の老齢化のなかで、兼業稲作として行っていても、一方で単収の低下や、作業委託料金の上昇があり、他方で経営委託の借地料の据置きという状況のなかで引き起されているものである。……（全作業委託）農家の場合、50年時点では単収8俵であってもその〔10ａ当たりの〕所得は経営委託する場合より高かったが、58年になると、単収9俵をあげてほぼ経営委託の際の所得と同等という状態になってきているのである。全てを自作する場合でも、58年時点になると、 8.5俵以上の単収をあげなければ、経営委託に比べて有利ではないのである。……兼業農家の単収は低下傾向にあるため、経営委託への移行が強められているのである。兼業農家の単収の低下は、倒伏を恐れて、肥料全体をひか

えること、適期防除ができないことによって引き起こされているという。……58年の単収で……9～10俵を中心に1～2俵の単収格差が出ているようである。

「家族員の病気や怪我を直接の契機として経営委託を始めた農家は3戸である。

表43　経営受委託・全面請負いの動向（昭和52～58年）

（1）　生産組合に全面請負させた農家戸数とその面積の動向（減少）

	昭和52年		〃　58年		52→58年の変化	
		a		a		a
北穂高地区	64)	3,481	36)	1,862	△28)	△ 1,619
町内他地域	1)	90	-	-	△ 1)	△ 90
他　町　村	1)	15	1)	15	-	-
計	66)	3,586	37)	1,877	△29)	△ 1,709

（2）　生産組合に経営委託をした農家戸数とその面積の動向（増加）

	昭和48年		〃　52年		〃　58 年		52→58年の変化	
		a		a		a		
北穂高地区	48)	1,911	84)	4,599	126)	7,213	42)	2,614
町内他地域	8)	329	25)	889	44)	1,559	19)	670
他　町　村	1)	15	7)	220	12)	437	5)	217
計	57)	2,254	116)	5,708	182)	9,209	66)	3,501

（3）　同上経営委託農家数の6年間の動き（52→58年）

	52年	52→58年の変化					58年
	戸数	中止	減少	増加	不変	新規	戸数
北穂高地区	84	5	7	23	49	47	126
町内他地域	25	4	1	5	15	22	43
他　町　村	7	1	-	-	6	6	12
計	116	10	8	28	70	75	181

注）後藤59ｐ20～21による。

1．カッコ内は戸数。（2）と（3）の「町内他地域」の「58年戸数」は1戸不突合がある。

2．（2）の「北穂高地区」の面積には「生産組合所有田」を含む（48年6ａ、52年53ａ、58年58ａ）。

3．（3）の減少、増加は10ａ以上の変化を示す。

「また圃場整備に伴い、耕作を続けるためには均平化のためや、大型区画に合わせて大型機械の導入が必要になること、また、圃場整備の実施条件として通常の率を上まわる転作の実施が困難なためなど、圃場整備を契機として経営委託に踏み切った農家が3戸いる。

「経営委託地の今後についての意向では、①番農家、⑳番農家の2戸を除いては自作したいという農家はなく、経営委託の継続を考えている。①番農家は、圃場整備後で、耕作するためには均平化などに時間がかかるために経営委託に出したもので、圃場条件が整ってくれば再び自分で耕作したい意向である。自営業で時間の遣り繰りが容易なことがその基盤となっている。⑳番農家は、後継者が他出しているための農業者年金の受給を契機に全面積生産組合に貸付けたものだが、今後、飯米分は作りたいとしている。」（以上C－後藤59ｐ26～27）

表44　所有耕地規模別にみた農家の経営委託面積率別戸数（北穂高地区）

所有耕地規模	昭和52年							昭和59年						
	総戸数	委託農家数	委託面積率別農家数					総戸数	委託農家数	委託面積率別農家数				
			30%未満	30～50	50～80	80～100	100%			30%未満	30～50	50～80	80～100	100%
0.3ha未満	58	9	－	－	－	2	7	60	16	－	1	1	2	12
0.3～0.5	61	12	2	2	6	－	2	61	20	2	2	3	1	12
0.5～1	107	30	7	3	10	3	7	108	47	3	6	15	4	19
1～1.5	61	21	5	1	5	－	10	61	30	3	6	5	3	13
1.5ha以上	30	5	2	－	－	1	2	30	12	6	2	－	1	3
計	317	77	16	6	21	6	28	320	125	14	17	24	11	59

注）後藤59ｐ22～23による。

1．委託面積率については「基になる所有耕地面積の数値がどの位信頼の置けるものであるのかについて確信がないので（減反の指示基準になる水田面積、農協の賦課金の基準となる面積、事情に詳しい人からの聞きとりなどによって基になる所有耕地面積を一応おさえたが）、一応参考程度に……」（同上ｐ19）。

表45　北穂高・鳥新田集落における生産組合への経営委託農家の概要（昭和59年・後藤調査）

	所有・経営耕地面積（a）						直系家族員就業状況				所有機械					作業委託			
	所有	貸付		自作	借入	経営	主		後継者		耕うん機	トラクター	田植機	バインダー	コンバイン	耕起	田植	刈取	経営委託の契機
		生産組合	その他				本人	妻	本人	妻									
1	180	40	-	140	-	140	75A	67A	32B	27A	○	○	○		○			○	圃場整備
3	170	130	-	40	-	40	64A	50B	26B	×	○		○	○			○	○	
7	161	105	-	56	-	56	68A	67A	33B	32									圃場整備
16	158	123	28	7	-	7	56B	46	23△	×									
10	150	65	55	30	-	30	×	67A	38B	37B		○	○		○			○	
15	143	133	-	10	-	10	55B	48a	24B	×									不採算
2	130	28	-	102	-	102	64A	59B	30△	×		○	○		○				圃場整備
4	120	43	-	77	-	77	55B	53B	34△	×	○			○		○		○	
5	108	47	-	61	-	61	52A＊	49B	18B	×	○		○		○	○	○		
8	100	53	-	47	-	47	×	71A	34B	34B			○	○					病気
11	100	75	-	25	-	25	30B	28B	×	×				○					父兼業、死亡
6	93	30	-	63	-	63	57A	×	35B	28B		○	○		○	○	○	○	
12	86	61	-	25	-	25	×	73A	44B	×	○		○	○		○	○	○	母病気
21	83	80	-	3	-	3	64A	59	△	×	○		○	○		○			妻交通事故
9	60	20	-	40	-	40	58B	54B	×	27B		○	○	○		○			後継者娘
19	57	60	-	-	3	-	58B	58B	21	×									
20	56	56	-	-	-	-	62B	59	32△	×									農年受給
18	50	50	-	-	-	-	53A＊	53	23B	×									オペ繁忙
13	45	33	-	12	-	12	67A	63B	36B	34B									
17	39	39	-	-	-	-	65B	60	36B	33									不採算
14	36	36	-	-	13	13	67　A	61A	29△	×			○	○					圃場整備

注）後藤59ｐ28～29による。

1．直系家族員就業状況の数字は年齢で、記号の意味は次のとおり。

A：農業専従、B：他産業従事、△：他出、×：欠。なお原表には他主農従ａＢという分類があったが、これはＢとした。また従として農業ａは省略した。農主他従Ａｂというのはなかった。＊印はオペレーターである。

2．「経営委託の理由」として掲げられた理由のうち、兼業ないし老齢化による「労力不足」は、記載は省略し、「理由」を「契機」に改めた。

表46　経営委託、全面請負及び自作における所得比較（10ａ当たり基準）

単位：円

	単収（俵）	粗収益		作業料金、物財費		投下労働時間（時）		10ａ当たり所得		投下労働1時間当たり所得	
		昭和50年	〃58年	〃50年	〃58年	〃50年	〃58年	〃50年	〃58年	〃50年	〃58年
経営委託	‥	（地代）		-	-	-	-	53,000	53,000	-	-
全面請負	10	157,000	184,000	56,882	109.248			100,118	74,752	4,593	3,367
	9	141,300	165,600	54,842	107,148	} 21.8	} 22.2	86,458	58,452	3,966	2,633
（全作業委託）	8	125,600	147,200	52,802	105,048			72,798	42,152	3,339	1,899
	10	157,000	184,000					103,520	78,410	1,034	1,773
自作	9	141,300	165,600	} 53,480	} 105,590	} 100.1	} 44.2	87,820	60,010	877	1,358
	8	125,600	147,200					72,120	41,610	720	941

注）後藤59ｐ30による。

1．粗収益の1俵単価は、50年15,700円、58年18,400円とする。

2．全面請負の単収10俵の場合、作業料金（防除2回とする）昭和50年40,000円、58年80,400円、物財費（肥料代、薬剤費、水利費）昭和50年16,882円、58年28,848円とした。全面請負の場合の投下労働は施肥～水管理とした。

3．生産費――50年は米生産費調査・長野県の数字、58年は標準小作料算定基準による。

D（経営委託に対する農家の評価）

「まず第一に、病気、老齢化、兼業化のような事態のもとでも組合が存在するため、土地を手離さないで済むことを評価している。またこのことは、荒廃地の発生や農地転用を防ぐことにもなっているという。

第二に評価している点として、個人に貸すのと違って、組合であるから良いという。具体的には、年をとって農業に戻った時など組合であればなんのトラブルもなく農地を返してもらえる、あるいは、組合であれば食事やお茶の世話などに気をつかうこともないなどの利点をあげている。個別農家で貸付けの相手を探すことが不可能に近い状況にあるため、ほとんどの農家は組合の存在を高く評価している。」（後藤59、ｐ29～31）

Ⅷ 資　　料

1　農事組合法人北穂高農業生産組合定款

第1章　総　　則

（目　　的）

第1条　この組合は組合員の農業生産についての協業を図ることによりその生産性を向上させ組合員の協同の利益を増進することを目的とする。

（事　　業）

第2条　この組合は次の事業を行なう。

組合員の農業に係る共同利用施設の設置および農作業の共同化に関する事業。

（名　　称）

第3条　この組合は、農事組合法人北穂高農業生産組合という。

（地　　区）

第4条　この組合の地区は長野県南安曇郡穂高町大字北穂高の区域とす。

（事務所）

第5条　この組合の事務所は長野県南安曇郡穂高町大字北穂高2203の1に置く。

（農業協同組合への加入）

第6条　この組合はあづみ農業協同組合に加入するものとする。

（公告の方法）

第7条　この組合の公告はこの組合の掲示場に掲示してこれをする。

第2章　組　合　員

（組合員の資格）

第8条　この組合の組合員たる資格を有する者はこの組合の地区内に住所を有する農民とする。

（加　　入）

第9条　この組合の組合員になろうとする者は引受けようとする出資の口数及びこの組合の事業に常時従事するかどうかを記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。

2．この組合は前項の加入申込書のあったときは総会でその加入の諾否を決する。

3．この組合は前項の規定によりその加入を承諾したときは、その旨を申込書に通知し出資の払込をさせるとともに組合員名簿に記載するものとする。

4．加入の申込みをした者は前項の規定による出資の払込をした時に組合員となる。

5．出資の口数を増加しようとする組合員については第1項から第3項までの規定を準用する。

（出資義務）

第10条　組合員は出資1口以上持たなければならない。ただし出資総口数の 100分の30をこえることができない。

（出資１口の金額及び払込方法）

第11条　出資１口の金額は1000円とし、全額一時払込みとする。

（相続による加入）

第12条　組合員の相続人でその組合員の死亡により持分の払戻請求権の全部を取得した者が直ちにこの組合に加入の申込をし組合がこれを承認したときはその相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。

（持分の譲渡）

第13条　組合員はこの組合の承認を得なければその持分を譲り渡すことが出来ない。

２　組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは第９条第１項から第４項までの規定を準用する。ただし同条第３項の出資の払込をさせない。

（脱　　退）

第14条　組合員は60日前までにその旨を書面をもってこの組合に予告し当該事業年度末において脱退することができる。

２　組合員は次の事由によって脱退する。

（１）　組合員の資格の喪失

（２）　死　亡

（３）　除　名

（４）　持分全部の譲渡

（除　　名）

第15条　組合員が次の各号の１に該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することが出来る。この場合にはその組合員に対し総会の会日の10日前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

（１）　正当な理由なくして１年以上この組合の事業に従事せずかつこの組合の施設を全く利用しないとき。

（２）　この組合に対する義務の履行を怠ったとき。

（３）　この組合の事業を妨げる行為をしたとき。

（４）　法令、法令に基づいてする行政庁の処分またはこの組合の定款もしくは規約に違反しその他故意または重大な過失により組合の信用を失わせるような行為したとき。

２　この組合は除名を議決したときは理由を明らかにした書面をもってその旨をその組合員に通知するものとする。

（持分の払戻）

第16条　組合員が脱退した場合には、脱退した事業年度の終わりにおけるこの組合の財産につき第38条第１項第１号の規定により算定した持分の額を払戻すものとする。

２　脱退した組合員がこの組合に対して払込むべき債務を有するときは前項の規定により払戻すべき額と相殺するものとする。

（出資口数の減少）

第17条　組合員はやむを得ない理由があるときは組合の承認を得てその出資の口数を減少することができる。

2　組合員がその出資の口数を減少したときは、減少した出資の口数に係る第38条第１項第１号の規定により計算した持分の額を払い戻すものとする。この場合には前条第２項の規定を準用する。

第３章　役　　員

（役員の定数）

第18条　この組合に役員として理事14人および監事３人を置く。

（役員の選任）

第19条　役員は総会において選任する。

2　前項による選任は総組合員の過半数による議決を必要とする。

3　理事は組合員でなければならない。

（代表理事の選任）

第20条　理事は代表理事１人を互選するものとする。

（理事の職務）

第21条　代表理事はこの組合を代表しその業務を掌理する。

2　理事はあらかじめ理事の過半数で定めた順位に従い代表理事に事故あるときはその職務を代理し代表理事が欠員のときはその職務を行う。

第22条　この組合の業務の運営につき次に掲げる事項は理事の過半数でこれを決する。

（１）　業務を運営するための方針に関する事項

（２）　総会の招集および総会に附議すべき事項

（３）　役員の選任に関する事項

（４）　固定資産の取得または処分に関する事項

（監事の職務）

第23条　監事は少なくとも毎事業年度１回この組合の財産および業務執行の状況を監査しその結果につき総会および代表理事に報告し意見を述べなければならない。

（役員の任期）

第24条　役員の任期は３年とし前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

ただし補欠選任および農業協同組合法（以下「法」という）第95条第２項の規定に基く行政庁の命令による改選によって選任される役員の任期は退任した役員の残任期間とする。

2　前項ただし書の規定による選任が役員の全員にかかるときは、その任期は前項ただし書の規定にかかわらず３年としその就任の日から起算する。

3　役員の任期の満了の日がその任期中の最終の決算期に関する通常総会の会以前であるときはその任期を当該通常総会が終了する日まで延長する。

4　役員の数がその定数を欠いた場合には任期の満了または辞任により退任した役員は後任者が就任するまでなおその職務を行う。

（役員の解任）

第25条　役員は任期中でも総会においてこれを解任することができる。

（特別代理人）

第26条　この組合と理事との利益が相反する事項についてはこの組合が総会において選任した特別代理人がこの組合を代表する。

第4章　総　　会

（総会の招集）

第27条　理事は毎事業年度1回2月に通常総会を招集する。

2　理事は次の場合に臨時総会を招集する。

（1）　理事の過半数が必要と認めたとき。

（2）　組合員がその5分の1以上の同意を得て会議の目的とする事項および招集の理由を示して招集を請求したとき。

3　理事は前項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から10日以内に総会を招集しなければならない。

4　監事は財産の状況または業務の執行について不整の点があることを発見した場合においてこれを総会に報告するため必要と認めたときは、総会を招集する。

（総会の招集手続き）

第28条　総会招集の通知はその会日から5日前までにその会議の目的たる事項を示してこれを行なうものとする。

（1）　定款の変更

（2）　規約の設定、変更および廃止

（3）　毎事業年度の事業計画の設定および変更

（4）　事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書および剰余金処分案または損失処理案

（5）　団体への加入（あづみ農業協同組合への加入を除く）または団体からの脱退

（総会の定足数）

第30条　総会は組合員の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することが出来ない。この場合において第34条の規定により書面または代理人をもって議決権を行う者はこれを出席者とみなす。

（緊急議案）

第31条　総会では第28条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし第33条各号に掲げる事項を除き緊急を要する事項についてはこの限りでない。

（総会の議事）

第32条　総会の議事は出席した組合員の議決権の過半数でこれを決し可否同数のときは議長の決するところによる。

2　議長は総会において出席した組合員の互選により選任する。

（特別議決）

第33条　次の事項は組合員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

（1）　定款の変更

（2）　解散及び合併

（3）　この組合への加入（持分の相続または譲受けによる加入を含む）の承認

（4）　組合員の除名

（5）　役員の解任

（書面又は代理人による議決）

第34条　組合員は書面又は代理人をもって議決権を行なうことができる。

2　前項の規定により書面をもって議決権を行なおうとする組合員はあらかじめ通知のあった事項につき書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名または記名押印の上総会の会日の前日までにこの組合に提出しなければならない。

3　第1項の規定により組合員が議決権を行なわせようとする代理人はその組合員と同一世帯に属する成年者または他の組合員でなければならない。

4　代理人は2人以上の組合員を代理することができない。

5　代理人は代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

（議　事　録）

第35条　総会の議事については議事録を作成し議長および出席した理事がこれに署名または記名押印するものとする。

第5章　業務の執行および財務

（事業年度）

第36条　この組合の事業年度は毎年1月1日から翌年12月31日までとする。

（規　　約）

第37条　この定款に定めるもののほか業務の執行、会計その他に関し必要な事項は規約でこれを定める。

（持　　分）

第38条　この組合の財産についての組合員の持分は次の標準によってこれを定める。

（1）　出資の総額に相当する財産については各組合員の出資の口数に応じて算定する。

（2）　その他の財産についてはこの組合の解散の場合に限って算定するものとし、その算定の方法は総会でこれを定める。

2　持分の算定に当っては1円未満の金額はこれを切捨てるものとする。

（準備金）

第39条　この組合は出資総額と同額に達するまで毎事業年度の剰余金（繰越欠損ある場合はこれをてん補した後の残額以下次条において同じ）の10分の1に相当する金額以上の金額を準備金として積み立てるものとする。

2　前項の準備金は欠損てん補に充てる場合を除いては取り崩さないものとする。

（特別積立金）

第40条　この組合は毎事業年度の剰余金から前条の規定により準備金として積立てる金額を控除しなお残余あるときは特別積立金として積み立てることができる。

2　特別積立金は欠損のてん補に充てる場合を除いては取り崩さないものとする。ただし総会でこれを取り崩すことを議決した場合はこの限りでない。

（剰余金の処分）

第41条　毎事業年度の剰余金は欠損てん補し第39条の規定による準備金に積立てる金額および前条の規定による特別積立金に積立てる金額を差引きなお残余があるときは、これを会員に配当しまたは翌事業年度に繰り越すものとする。

2　前項の配当は組合員の利用分量に割合に応じてする配当と組合員がその事業に従事した程度に応じてする配当と組合員の出資の額に応じてする配当とする。

3　事業利用分量の割り合に応じてする配当はその事業年度における施設の利用に伴って支払った手数量その他施設の利用の程度を参酌して組合員の事業の利用分量に応じてこれをする。

4　事業に従事した程度に応じてする配当はその事業年度内において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数およびその労務の内容責任の程度に応じてするものとする。

5　出資に対する配当は事業年度末における組合員の出資の額に応じてこれをし、その率は6分以内とする。

（欠損の処理）

第42条　この組合は事業年度末に欠損がある場合には、特別積立金および準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

（残金財産の分配）

第43条　この組合が解散した場合においては各組合員に第38条の規定により計算した持分の額を払い戻すものとする。

2　前項の規定による持分の払い戻しについては第16条第2項の規定を準用する。

附　則

この組合の設立当初の役員は第19条の規定にかかわらず、次のとおりとしその任期は第24条第1項の規定にかかわらず昭和　　年　　月　　日までとする。

2　北穂高農業生産組合の加入申込書

加　入　申　込　書

1　出資　　口この金額　　円

貴組合定款承諾の上頭書の出資を引き受けて加入したいので構改仮配分面積と戸数割で算出した金額で別記調書を添えて申込みいたします。

昭和　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　印

農事組合法人

北穂高生産組合

代表理事　腰　原　重　徳　殿

調　　書

出資持分の払込み期間１ヶ年間

耕作反別　　反歩　　反当年 100円

戸数割 800円

上記の仮換地面積を基本として毎年11月末日迄に調定書に基き納入する。但し耕作面積異動の場合は頭書の反別金額は修正する。尚あづみ農業協同組合の私名義の出資に対する配当金は生産組合の持分出資に充当する事を承諾する。但し計算上の端数は切上げ計算する。

3　北穂高農業生産組合・農業用耕作地受託規程

（目　　的）

第１条　この規程は北穂高農業生産組合定款第２条の規定により組合が組合員の委託を受けて組合が行う農業経営事業について必要な事項を定め受託事業（請負耕作を含む）の運営の円滑を期することを目的とする。

（農業経営の種類）

第２条　この組合農業用耕地の受託による経営事業は水稲野菜特用作物とする。

（委託者）

第３条　この組合の組合員で地区内に所有権又は耕作権を有する者及び次の各号に該当する者はこの組合に対し農業用耕作地を委託することが出来る。

１　この組合の組合員と同一世帯に属する者

２　この組合の地区内に住所を有する者

３　この組合の農構基盤整備地区内に耕作地を有し住所が地区外である者

（委託の申込）

第４条　この組合に農業用耕作地を委託しようとする者は、別に定める委託申込書を毎年12月10日までに組合に提出しなければならない。

（契約の締結）

第５条　この組合は前条の申込があった場合において農業用耕作地に対し内容を審査し委託申込を相当と認めたときは別に定める農業用耕作地委託契約書により契約を締結するものとする。

（契約の期限及び更新）

第６条　契約の期間は３ヶ年とする。但し更新は本人の希望に依り満期終了后更新する。

（受託の制限）

第７条　この組合は委託申込みに係る耕地の圃場条件が機械等に適さないと認められる場合においては受託しないことができる。

（解約の制限）

第８条　この組合および委託者は契約期間中は解約の申し入れをしないものとする。但し正当な理由がある場合であってこの組合及び委託者が合意したときはこの限りでない。

（委託料の決定改定）

第９条　委託料は圃場条件に依り特別の場合を除くの外三段階に分け理事会に於て決定する。原則として契約期間中は改定しないものとする。改定については経済事情の変化に依り之を行なう。

（管理義務）

第10条　この組合は委託契約の本旨に基き善良なる管理をしなければならない。

尚、本規程以外については必要に応じ理事会で決定する。

附　則

この規程は昭和47年　　月　　日より実施する。

4　北穂高農業生産組合・諸契約様式

a．農業用耕作地委託契約書

今般別紙表示の農業用耕作地を貴組合の農業用耕作地受託規程及び左記条項に基き委託を致します。

1　契約の期間は昭和〇〇年〇〇月〇〇日より昭和〇〇年〇〇月〇〇日迄とする。

1　委託料金は畦畔を除く耕作面積10ａ当り　　円と定め毎年11月末日迄に支払を完了する。

1　耕作地の契約解消の場合は水稲刈取后の現形とし、其の他の場合も水稲后の現形同様にして返却し、両者共一切無条件であること。

1　委託地が不可抗力に依る災害を受けた時は両者誠意を以て善処し解決に努めること。

右に依る委託契約の締結は昭和〇〇年〇〇月〇〇日より効力を発し各一通を保有する。

昭和　　年　　月　　日

委託者　穂高町北穂高青木花見
所有者又耕作者
氏名　　印

受託者
北穂高農業生産組合
組合長　腰　原　重　徳　殿

（別紙）

委託面積確認書

地　　籍	ほ 場 番 号	耕作実面積
		坪
合　　計		

右の通りの耕作面積であることを確認致します。

昭和　　年　　月　　日

委託者

氏 名　　印

北穂高農業生産組合

組合長　腰 原 重 徳 殿

b．水田機械作業委託契約書

私は貴組合の事業項目に記載した通り昭和49年３月より昭和51年12月迄の３ヶ年間水田関係の作業を委託契約致します。

尚特別な理由なく契約を取消した場合は相当な責任を負ふことを約束します。

記

事業項目	地　籍	概算面積	説　　明	備　　考
水田請負耕作			田植機を除くトラクター防除　コンバイン乾燥調整迄一切	
トラクター			耕起しろかき迄	
コンバイン ライスセンター			刈取調整迄	
機 械 田 植			育苗から植付迄の一切	

昭和　　年　　月　　日

契約者　北穂高

氏　名　　印

北穂高農業生産組合

組合長　腰　原　重　徳　殿

5　穂高町農業生産組合・農業用耕作地委託契約書

今般私、別紙表示の農業用耕作地を貴組合農用地利用増進規程及左記条項に基き委託致します。

1　契約の期間　昭和　　年　　月　　日より昭和　　年　　月　　日迄とする。

1　委託料金は畦畔を除く耕作実面積10アール当り　　円と定め毎年12月31日迄に支払を完了する。

1　耕作地の契約解消の場合は水稲刈取后の現形とし、其の他の場合も水稲刈取后の現形同様にして返却し両者共一切無条件であること。

1　委託地が不可効力に依る災害を受けた時は両者誠意をもって善処し解決に努めること。

1　期間満了后引続き委託するときは承諾書に依り期間延長ができるものとする。

右に依る委託契約締結は昭和　　年　　月より効力を発する。

昭和　　年　　月　　日

利用権設定者

穂高町北穂高

氏　名　　印

利用権取得者

穂高町農業生産組合

組合長　腰　原　重　徳　殿

6　農事組合法人穂高町農業生産組合定款

第1章　総　　則

（目　的）

第1条　この組合は、組合員の農業生産に必要な機械類及び施設を装備し、第2条の事業を行なうことによって農業の近代的な向上発展に努めると共に農家所得の増加を図ることを目的とする。

（事　業）

第2条　この組合は、次の事業を行なう。

（1）　組合員の農業に係る共同利用施設の設置および農作業の共同化に関する事業。

（2）　農業の経営。

（3）　前2号の事業に附帯する事業。

旧第2条　この組合は、次の事業を行なう。

1　町の施策に係る農業近代化事業。

2　農耕地の機械化一貫作業（請負耕作）。
3　委託を受けた農耕地による農業経営（完全委託）。
4　農業及農業外の作業の一部請負。
5　農業経営に必要な資材の購買及生産物の販売事業（農業倉庫事業を含む）。
6　其の他町及び組合員の必要は事業で理事会で決定した事業。

（名　称）

第３条　この組合は、農事組合法人穂高町農業生産組合と云う。

（地　区）

第４条　この組合の地区は、穂高町地区一円とする。但し、この組合の事業に支障のない限りにおいて地区内又は地区外の員外利用を認めることが出来る。

（事務所）

第５条　この組合の事務所は、穂高町大字北穂高1936番地に置く。
（農業構造改善綜合センター内とする）
〔旧第５条：1795番地〕

（系統組織への加入）

第６条　この組合は、管内の農業協同組合系統連合会に加入することが出来るものとする。

（公告の方法）

第７条　この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示してこれをなす。

第２章　組　合　員

（組合員の資格）

第８条　この組合の組合員たる資格を有する者は、この組合の地区内に住所を有する農業耕作者及び同地区内外で農業構造改善事業に参加した農業者とする。
2　この組合の組合員が農民でなくなり又は死亡した場合におけるその農民でなくなった者又はその死亡した者の相続人であって農民でない者は前項の適用については農民とみなす。
〔第８条第２項は、昭和57年改正で追加〕

（加　入）

第９条　この組合の組合員になろうとする者は一定基準の出資口数を引受けると共に、この組合が行なう事業に対し利用すべき概要を記載した加入申込書を提出しなければならない。

（出資の義務）

第10条　出資一口の金額は５千円とし払込方法は理事会で決定する。
2　組合員が死亡し、相続人がこれを継承したときは其の権利の全部を取得したものとしてこれを承認する。

（持分の譲渡）

第11条　組合員は、この組合の承認を得なければ持分（出資を含む）を譲渡することが出来ない。

（脱　退）

第12条　脱退しようとする組合員は、60日前までにその旨を書面をもつてこの組合に予告し、当該事業

年度末において脱退することができる。

（除　　名）

第13条　組合員がこの組合の事業執行に対し、特に妨げるべき行為が認められた時は、理事会の承認を得て除名を総会に提案することが出来る。

（持分の払戻と出資口数の減少）

第14条　組合員が脱退した場合、其の事業年度における本人の出資額の範囲で払い戻すものとする。但し、損失金のある場合は、持分（出資額）に応じて減少する。

2　出資総額以上の資産に付いては解散又は合併の時点まで精算（各人の持分）しないものとする。

第3章　役　　員

（役　　員）

第15条　この組合に役員として、理事7名．監事3名を置く。

〔旧第15条　この組合に役員として理事，監事を置く。理事，監事の定数は役員選任規程で定める。〕

（役員の選任）

第16条　役員は総会において役員選任規程に基づき選任する。

（役員の執行体制）

第17条　この組合に組合長1名を置く。必要により副組合長．専務理事．常務理事を置くことが出来る。理事は組合長1名を互選する。其の他は前条に準じて行なうものとする。

〔旧第17条　この組合に組合長1名を置く。必要により副組合長を置くことが出来る。理事は組合長1名を互選する。其の他は前条に準じて行なうものとする。〕

第18条　組合長理事は、この組合を代表しその業務を掌理する。副組合長は、組合長事故あるときはその職務を代理する。専務並びに常務理事は、組合長を補佐し、組合長．副組合長事故あるときはその職務を代理する。

〔旧第18条　組合長理事は，この組合を代表しその業務を掌理する。副組合長は、組合長事故あるときはその職務を代理する。〕

第19条　この組合の業務について次に掲げる事項は理事の過半数でこれを決す。

（1）　役員選任規程制定に関する事項。

（2）　業務執行に必要な諸規程の制定に関する事項。

（3）　業務を運営するための基本方針に関する事項。

（4）　総会の招集及び総会に附議すべき事項。

（5）　国．県及び町より指定を受けて行なう事業に関する事項。

（6）　その他必要と認めた事項。

（監事の職務）

第20条　監事は、毎事業年度1回、この組合の財産及び事業状況を監査し、その結果を理事会及び総会に報告し意見を述べなければならない。

2　監事は、監事の中から代表者を選任することが出来る。

（役員の任期）

第21条　役員の任期は、３年とし前任者の任期満了の翌日より就任する。

2　補欠及び増員による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第４章　総　　会

（総会の招集）

第22条　理事は毎事業年度１回原則として２月に通常総会を招集する。

2　理事は必要により臨時総会を招集することができる。

（総会の招集手続）

第23条　総会の招集の通知は、開催月日の５日前迄にその会議の目的事項を示してこれを行なうものとする。

（総会の議決事項）

第24条　次の各号に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

（１）　定款の変更。

（２）　毎事業年度の事業概況、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失金処理案。

（３）　事業年度の事業概要計画。

（４）　解散又は合併に関する事項。

（総会の定数）

第25条　総会は組合員の過半数以上が出席しなければ議事を議決することができない。但し、委任状及び代理人は出席者とみなす。代理人は代理を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

2　同一議事について再度招集したときは出席人員の過半数を以つて議決することが出来る。

（総会の議事）

第26条　総会の議事は出席した組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2　議長は総会において出席した組合員の中から選任する。

（議事録）

第27条　総会の議事については、議事録を作成し議長および出席した理事がこれに署名又は記名押印するものとする。

第５条　業務の執行と財務

（事業年度）

第28条　この組合の事業年度は毎年１月１日から同年12月31日までとする。

（規約及び規程）

第29条　この定款に定められた規程のほか、業務執行に必要な規約．規程は、理事会で定める。改廃も

同じ。

（持　　分）

第30条　この組合の財産の持分は出資額に相当する財産について各組合員の出資の口数に応じて算定する。脱退による持分処理は払込出資額を原則として払戻す。但し、脱退時に欠損金のある場合は持分に応じ損失金を負担し、出資金を減額して払戻すものとする。

（剰余金の処分）

第31条　毎事業年度の剰余金は積立金及び配当金又は次年度への繰越金とする。前項の配当は原則として事業分量に応じて、受託事業．請負耕作．出資金の順位により算出して配当する。

（欠損金の処理）

第32条　この組合の事業年度末に欠損金が生じた場合は、次年度に繰越すものとする。次年度において欠損金の補てんの見透のない場合は、積立金及財産の一部処分を以つて充当し、尚、残余がある場合は出資金の減額により処理する。

附　　則

1　この定款変更時点前の農事組合法人北穂高生産組合の所有している不動産及び農業構造改善綜合センター１棟については、別途管理規程を定め、適正な管理を行なう。

2　定款変更により必然的に移行する機械及び施設、その他の財産についてはこの限りでない。

3　この定款は変更の日、昭和51年１月20日より効力を発する。

4　この定款は変更の日、昭和57年６月９日より効力を発する。

土 地 と 農 業 No. 17
1987－3

全国農地保有合理化協会機関誌　（非売品）
編集兼発行人　馬　場　道　夫
発　　行　全国農地保有合理化協会
東京都千代田区平河町２－７－１　塩崎ビル
〒102　Tel（263）9361
印　　刷　明宏印刷株式会社
東京都豊島区南大塚２－29－８
〒107　Tel（947）4033